

# 1. 調剤基本料

## (1) 総論

## (2) 特別調剤基本料

# 2. 地域支援体制加算

# 3. その他の個別事項

- 調剤基本料は医薬品の備蓄（廃棄、摩耗を含む）等の体制整備に関する経費を評価したものであり、その区分は薬局経営の「効率性」を踏まえて設定している。
- 一方で、一定の機能（体制）を有する薬局を評価する地域支援体制加算、連携強化加算、後発医薬品調剤体制加算がある。

## 薬局経営の効率性を踏まえた調剤基本料の設定

- 集中率が高い  
→ 医薬品の備蓄種類数が少なくてすむ
- 薬局単位での処方箋の受付回数が多い
- グループ単位での処方箋受付回数が多い  
→ 規模が大きいことによるメリットがある

医療経済実態調査等のデータを踏まえ、「効率性の観点」で調剤基本料を設定

## 一定の機能を有する薬局の体制の評価

- かかりつけ薬剤師が機能を発揮し、地域包括ケアシステムの中で地域医療に貢献する薬局を評価

体制・実績に応じて地域支援体制加算を設定

<施設基準>

- (1) 地域医療に貢献する体制を有することを示す実績  
⇒ 調剤基本料等に応じ、段階的な基準を設定
  - (2) 患者ごとに、適切な薬学的管理を行い、かつ、服薬指導を行っている
  - (3) 患者の求めに応じて、投薬に係る薬剤に関する情報を提供している
  - (4) 一定時間以上の開局
  - (5) 十分な数の医薬品の備蓄、周知
  - (6) 薬学的管理・指導の体制整備、在宅に係る体制の情報提供
  - (7) 24時間調剤、在宅対応体制の整備
  - (8) 在宅療養を担う医療機関、訪問看護ステーションとの連携体制
  - (9) 保健医療・福祉サービス担当者との連携体制
  - (10) 医療安全に資する取組実績の報告
  - (11) 集中率85%超の薬局は、後発品の調剤割合50%以上
- 災害時・新興感染症の発生時等の非常時に必要な体制整備を行う薬局を評価
- 地域支援体制加算の上乗せとして連携強化加算を設定
- 後発医薬品の使用促進に取り組む薬局を評価
- 後発医薬品の調剤数量割合に応じて後発医薬品調剤体制加算を設定

# 調剤基本料（令和4年改定時）

項目	要件	点数※1
調剤基本料1	調剤基本料2、3-イ、3-ロ、特別調剤基本料以外 (医療資源の少ない地域にある薬局は、処方箋集中率の状況等によらず、調剤基本料1)	42点
調剤基本料2	次のいずれかに該当 ① 処方箋受付回数が <b>月4,000回超</b> +処方箋集中率 <b>70%超</b> ② 処方箋受付回数が <b>月2,000回超</b> +処方箋集中率 <b>85%超</b> ③ 処方箋受付回数が <b>月1,800回超~2,000回以下</b> +処方箋集中率 <b>95%超</b> ④ いわゆる医療モール内の医療機関からの処方箋受付回数の合計が <b>月4,000回超</b> など	26点
調剤基本料3  ※ 特別調剤基本料に該当する場合は、特別調剤基本料を優先	イ <u>同一グループ薬局※2</u> による処方箋受付回数が <b>月3.5万回超4万回以下</b> で、次のいずれかに該当 ① 処方箋集中率 <b>95%超</b> ② 医療機関との間で不動産の賃貸借取引：有 <u>同一グループ薬局※2</u> による処方箋受付回数が <b>月4万回超40万回以下</b> で、次のいずれかに該当 ① 処方箋集中率 <b>85%超</b> ② 医療機関との間で不動産の賃貸借取引：有	21点
	ロ <u>同一グループ薬局※2</u> による処方箋受付回数が <b>月40万回超又は同一グループの保険薬局の数が300以上</b> で、次のいずれかに該当 ① 処方箋集中率 <b>85%超</b> ② 医療機関との間で不動産の賃貸借取引：有	16点
	ハ <u>同一グループ薬局※2</u> による処方箋受付回数が <b>月40万回超又は同一グループの保険薬局の数が300以上</b> で処方箋集中率 <b>85%以下</b> （調剤基本料2に該当する場合を除く）	32点
特別調剤基本料	次のいずれかに該当 ① 保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係：有+処方箋集中率 <b>70%超</b> (いわゆる敷地内薬局等を想定) ② 地方厚生局に調剤基本料に係る届出を行わなかった場合	7点

※1 医薬品の取引価格の妥結率が50%以下である場合等は、点数が50%減算される。

※2 同一グループ薬局は、当該薬局にとっての、①最終親会社、②最終親会社の子会社、③最終親会社の関連会社、④①~③とフランチャイズ契約を締結している会社、が該当。

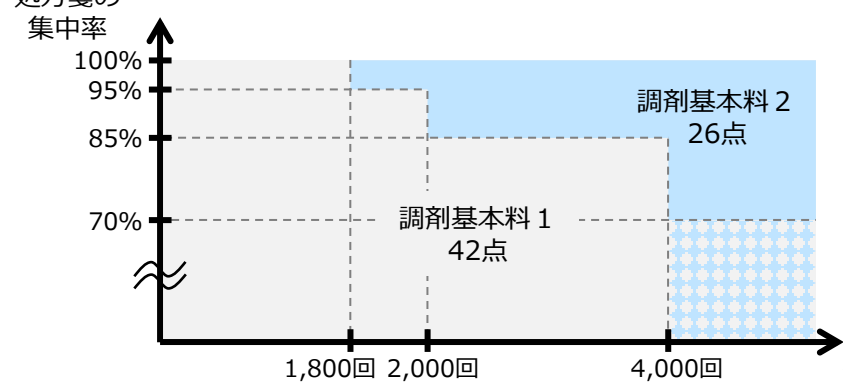
# 調剤基本料の見直し

## 大規模グループ薬局の調剤基本料の見直し

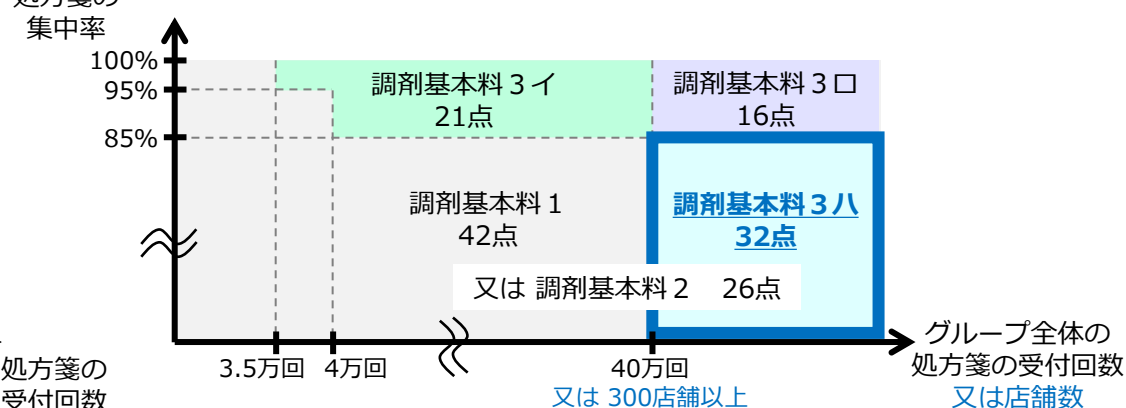
- ▶ 調剤基本料3の口の対象となる薬局に、同一グループの店舗数が300以上であって、特定の保険医療機関からの処方箋受付割合が85%を超える薬局を追加するとともに、85%以下の場合の評価を新設する。

	要件		点数	
	処方箋受付回数等	処方箋集中度		
調剤基本料1	調剤基本料2・3、特別調剤基本料以外		42点	
調剤基本料2	① 処方箋受付回数が月2,000回超~4000回 ② 処方箋受付回数が月4,000回超 ③ 処方箋受付回数が1,800回超~2,000回 ④ 特定の医療機関からの処方箋受付枚数が4,000回超	① 85%超 ② 70%超 ③ 95%超 ④ -	26点	
調剤基本料3	イ	同一グループで処方箋受付回数が月3万5千回超~4万回	95%超	21点
		同一グループで処方箋受付回数が月4万回超~40万回	85%超	
	□	同一グループで処方箋受付回数が月40万回超又は同一グループの保険薬局の数が300以上	85%超	16点
	<b>(新) 八</b>	<b>同一グループで処方箋受付回数が月40万回超又は同一グループの保険薬局の数が300以上</b>	<b>85%以下</b>	<b>32点</b>

(1) 大型チェーン薬局以外



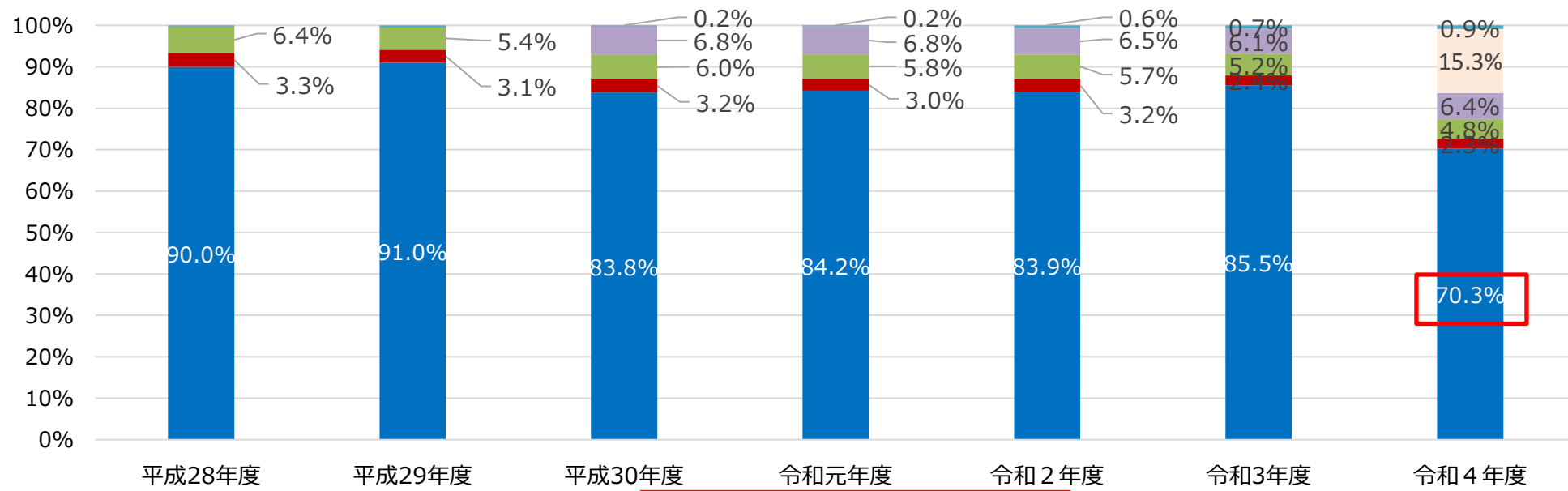
(2) 大型チェーン薬局



# 調剤基本料の構成比の推移等

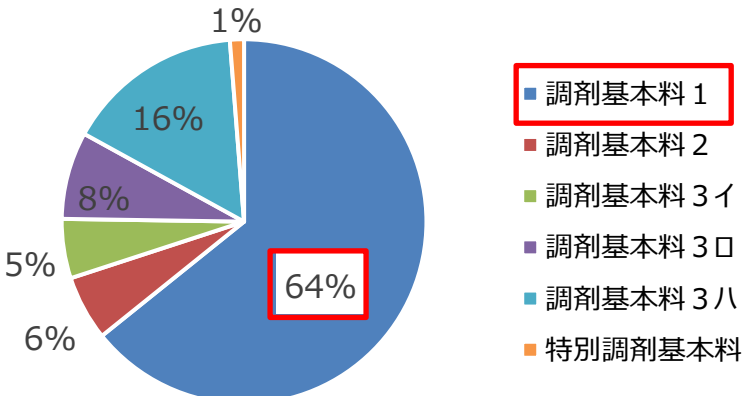
- 調剤基本料1を算定する薬局の割合は年々減少しており、令和4年度改定により新設された基本料3ハの割合が15.3%になったことに伴い、基本料1は70.3%まで低下した。
- 算定回数については、調剤基本料1の占める割合は令和4年度では約64%であった。

➤ **各調剤基本料の構成比の推移** (平成28年度～平成29年度：各年度末時点の施設基準の届出状況、平成30年度～令和2年度：各年度6月の算定薬局数)



- 調剤基本料1 (平成28年度～)
- 調剤基本料2 (平成28年度～)
- 調剤基本料3 (平成28年度～29年度) / 調剤基本料3イ (平成30年度～)
- 調剤基本料3ロ (平成30年度～)
- 調剤基本料3ハ (令和4年度～)
- 特別調剤基本料 (平成28年度～)

➤ **各調剤基本料の算定回数の割合 (令和4年6月審査分)**

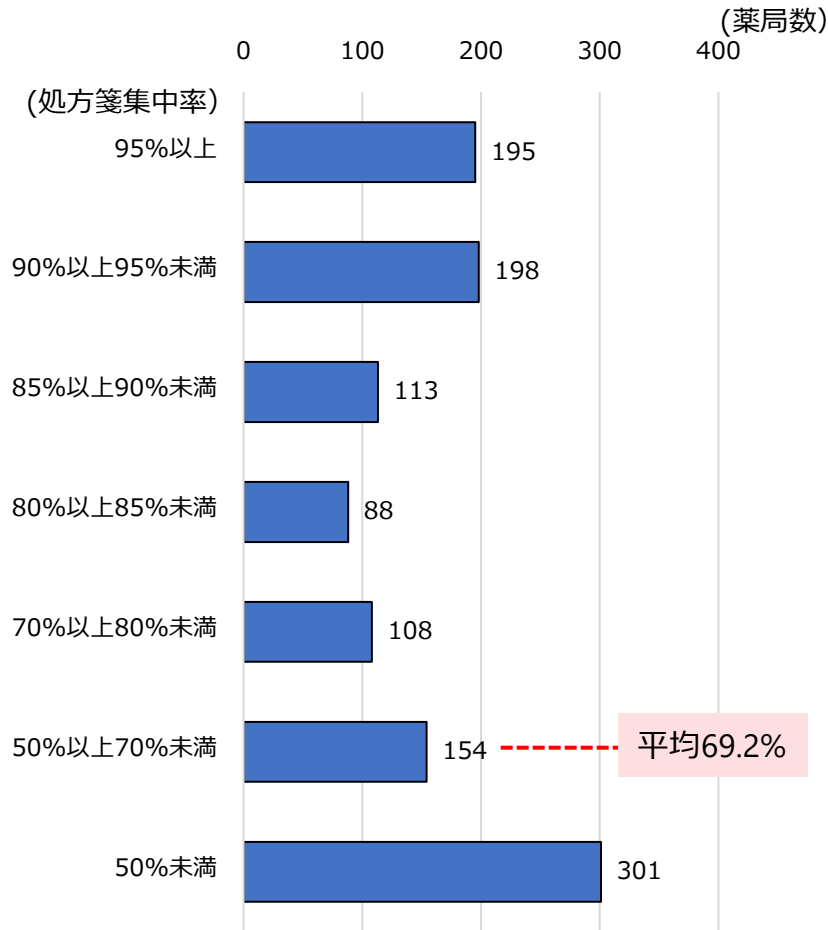


出典：  
 ○各調剤基本料の構成比の推移  
 ・平成28年度から平成29年度：保険局医療課調べ（各年3月31日時点の届出状況）  
 ・平成30年度から令和4年度：NDBデータ（各年6月時点の算定薬局数）  
 ○算定回数の割合：社会医療診療行為別統計（令和4年6月審査分）

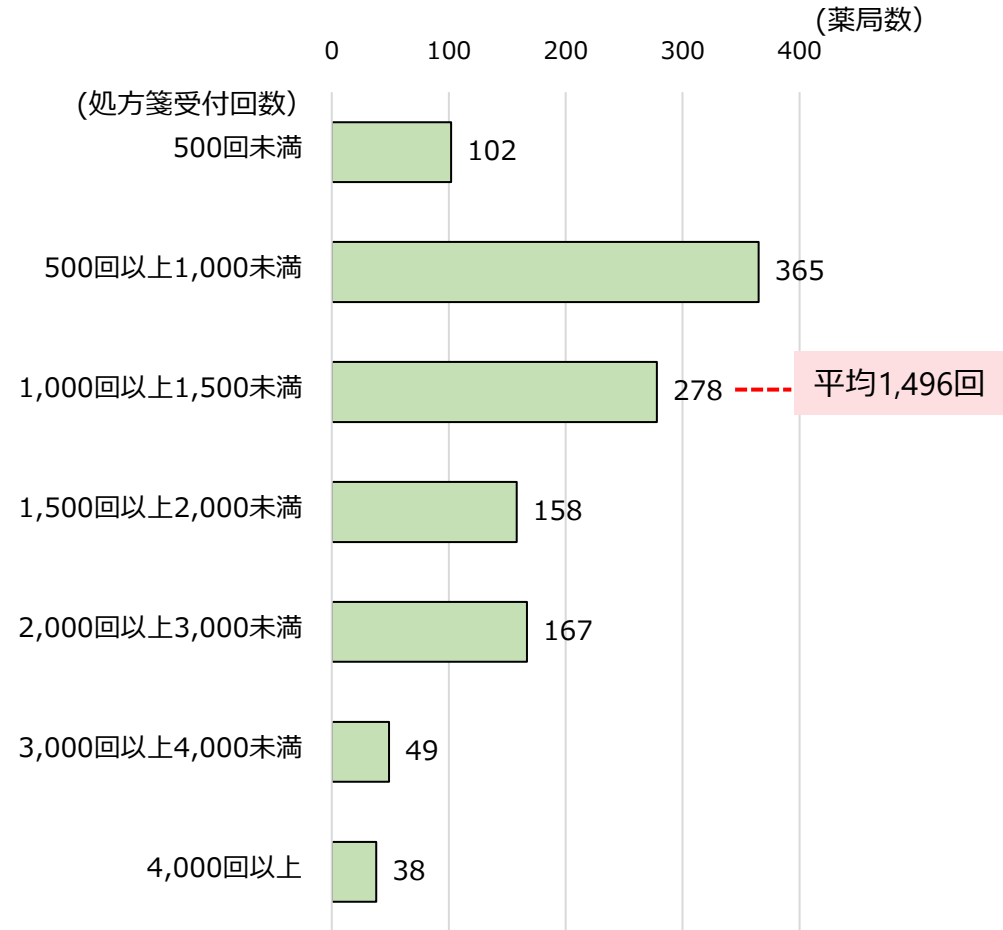
# 薬局における処方箋の集中度及び受付回数

- 処方箋集中度の平均は69.2%。
- 月あたりの処方箋受付回数の平均は1,496回。

## ■ 処方箋集中度の分布 (n=1,157)



## ■ 月あたりの処方箋受付回数※の分布 (n=1,157)



※直近1年間の処方箋受付回数(令和4年4月1日から令和5年3月末日)より算出

# 薬局における医薬品の備蓄状況

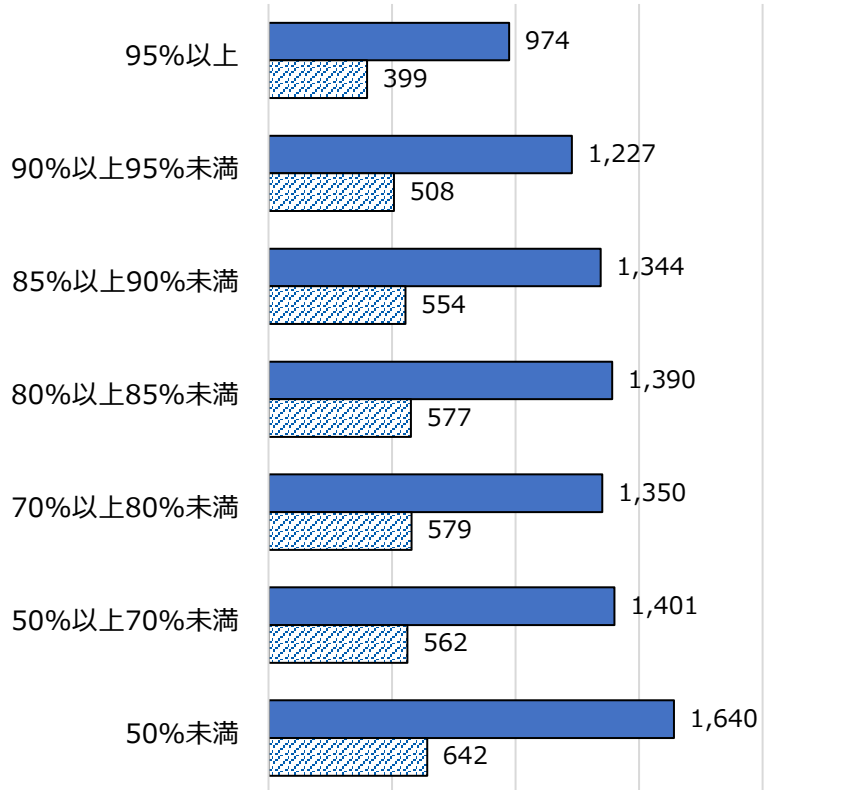
○ 集中率が高いほど、月あたりの処方箋受付回数が少ないほど、医療用医薬品の備蓄品目数、後発医薬品備蓄品目数が少なくなる傾向にある。

## ■ 処方箋集中率別の医薬品備蓄品目数

(n=1,157)

(平均医薬品備蓄品目数)

(処方箋集中率) 0 500 1,000 1,500 2,000 2,500



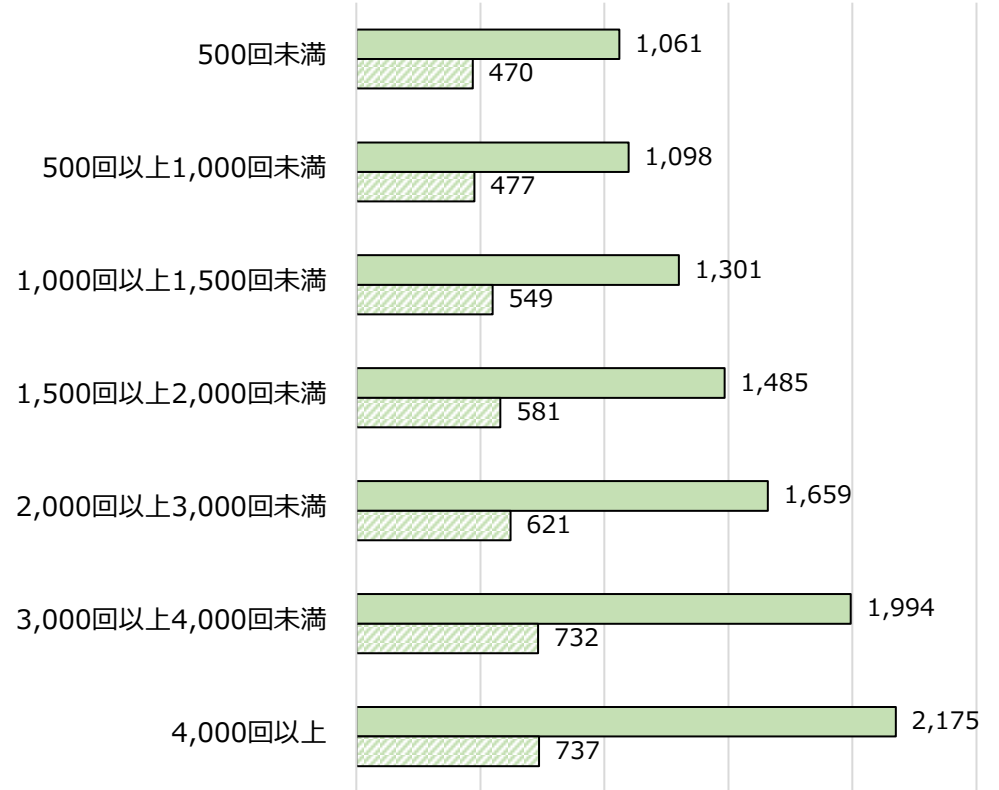
■ 医療用医薬品備蓄品目数 □ うち後発医薬品備蓄品目数

## ■ 月あたりの処方箋受付回数別の医薬品備蓄品目数

(n=1,157)

(平均医薬品備蓄品目数)

(処方箋受付回数) 0 500 1,000 1,500 2,000 2,500



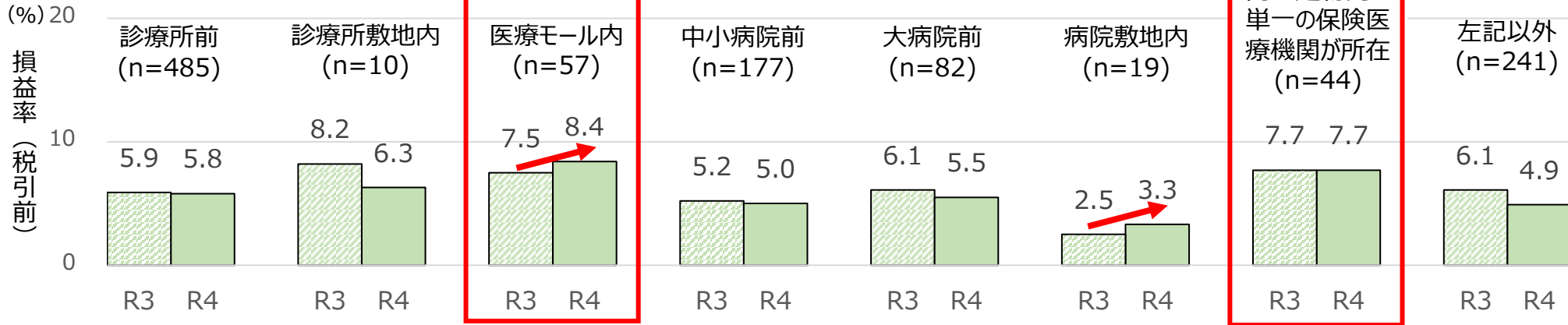
■ 医療用医薬品備蓄品目数 □ うち後発医薬品備蓄品目数

# 薬局立地別の損益率

- 令和4年度改定後の損益率は医療モール内、病院敷地内の薬局で増加していた。
- 医療モール内、同一建物内に単一の保険医療機関が所在する薬局の損益率が高かった。

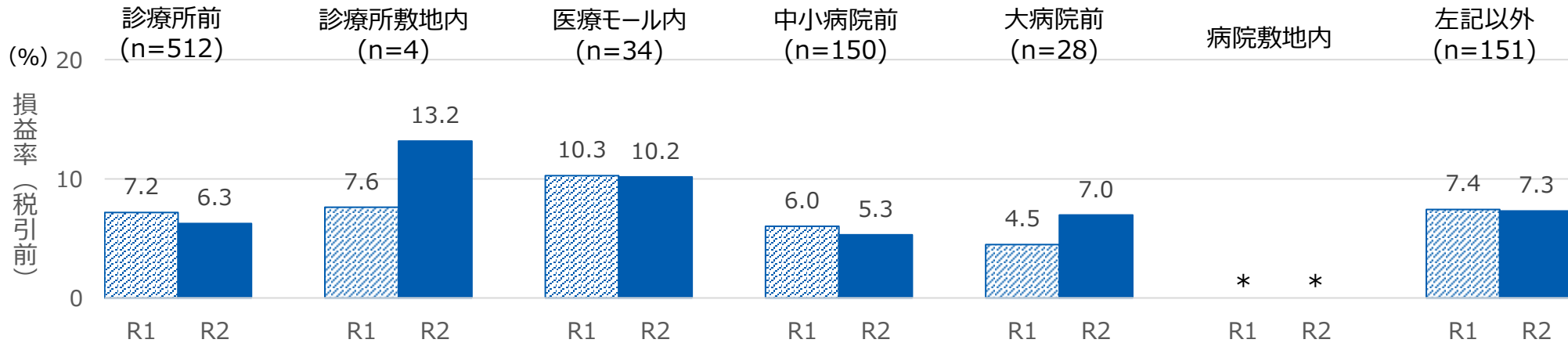
## 第24回医療実態調査（今回の調査）

※ 損益率は新型コロナウイルス感染症関連の補助金を除外して算出



## (参考) 第23回医療実態調査（前回の調査）

※ 損益率は新型コロナウイルス感染症関連の補助金を除外して算出



\* 施設数が1または2の場合、当該集計区分の数値を「\*」で秘匿した。

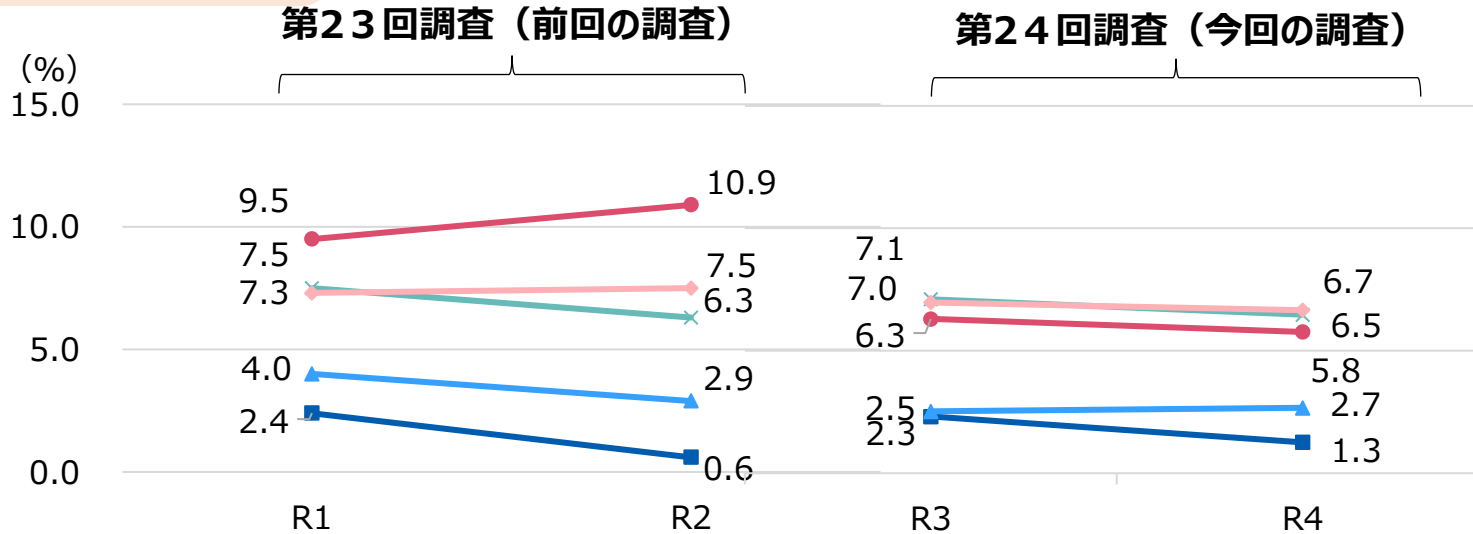


# 法人店舗数別の薬局の損益率、損益差額の推移①

- 令和4年度改定後は2～5店舗の薬局では損益率が微増しているが、それ以外の薬局では損益率は減少している。
- 令和4年で評価の見直しを行った300店舗以上の薬局の損益差額は最も大きい。

## 損益率※（税引前）

※ 新型コロナウイルス感染症関連の補助金を除外して算出

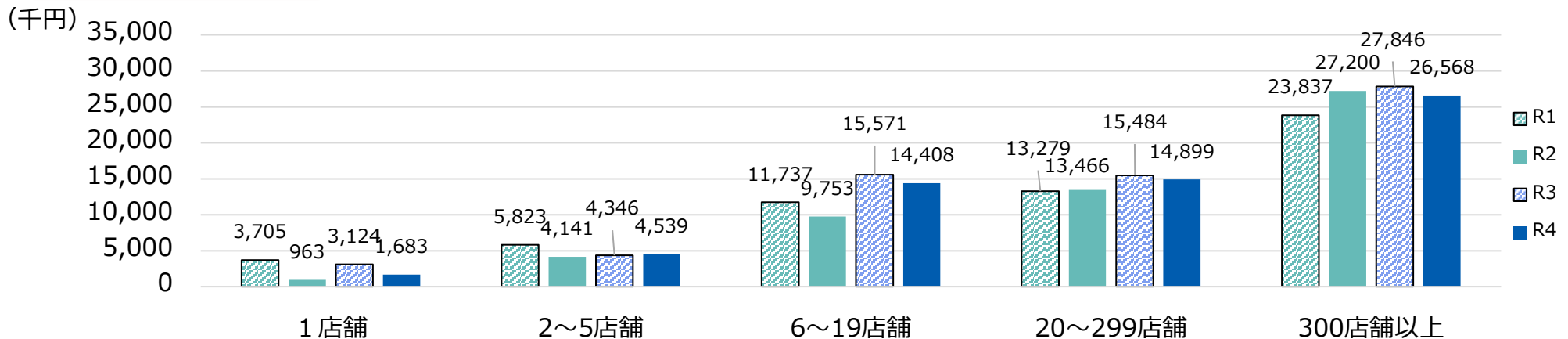


	R1～R2	R3～R4
1店舗	n= 95	n= 48
2～5店舗	n=256	n=317
6～19店舗	n=161	n=178
20～299店舗	n=197	n=188
300店舗以上	n=154	n=384

- 1店舗
- 2～5店舗
- 6～19店舗
- 20～299店舗
- 300店舗以上

## 損益差額\*（税引前）

※ 新型コロナウイルス感染症関連の補助金を除外して算出

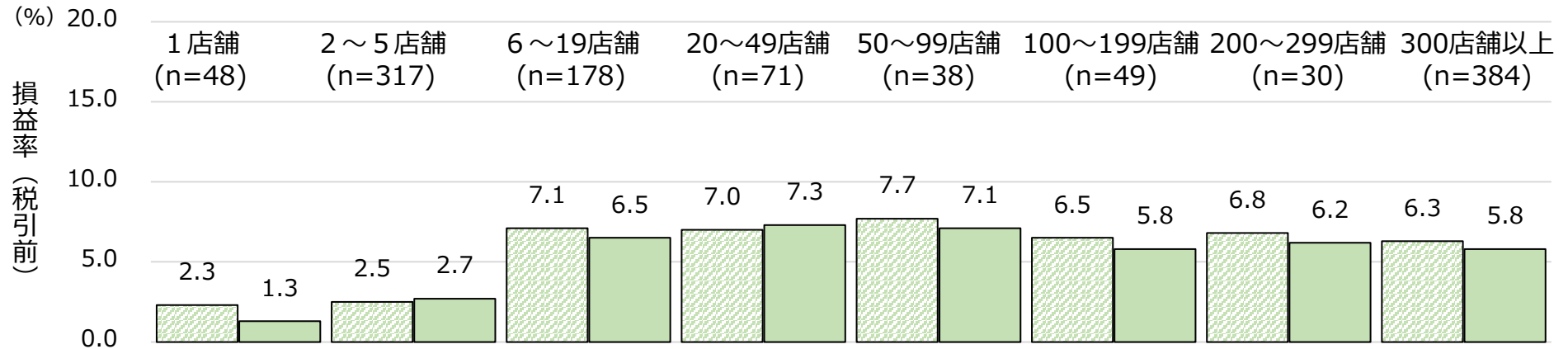


# 法人店舗数別の薬局の損益率、損益差額の推移②

- 20～299店舗数をさらに区分したところ、令和4年度改定後は2～5店舗、20～49店舗の薬局では損益率が微増しているが、それ以外の薬局では損益率は減少している。
- 令和4年で評価の見直しを行った300店舗以上の薬局の損益差額は最も大きい。

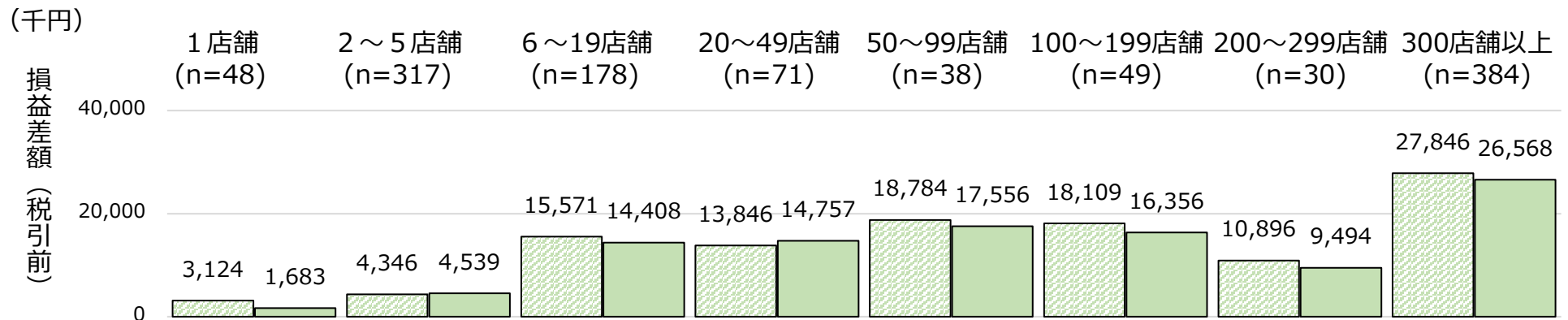
## 損益率※（税引前）

※ 新型コロナウイルス感染症関連の補助金を除外して算出



## 損益差額※（税引前）

※ 新型コロナウイルス感染症関連の補助金を除外して算出

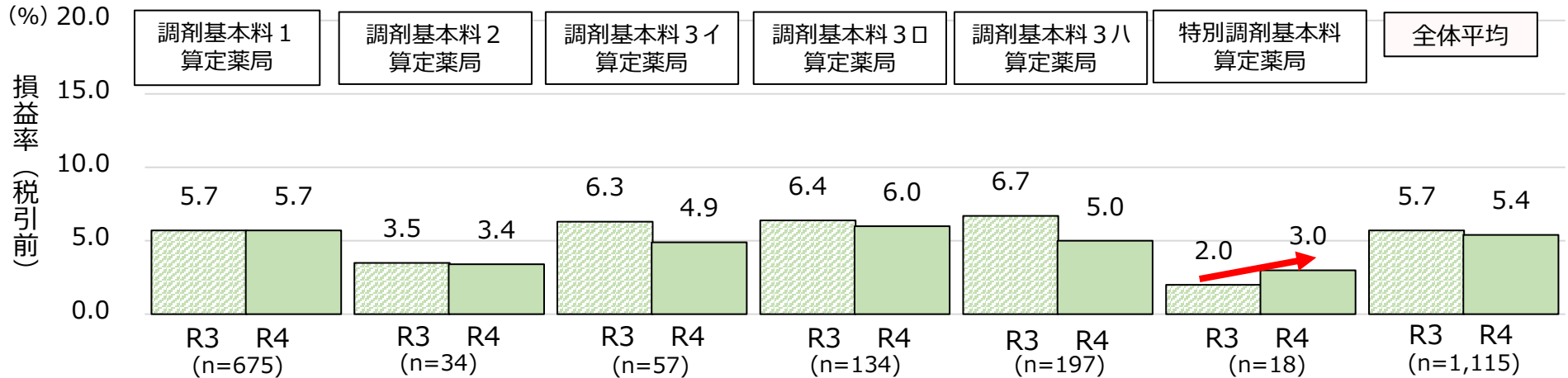


# 薬局の基本料別の損益率、損益差額

- 令和4年改定後の利益率は特別調剤基本料を算定する薬局(いわゆる敷地内薬局等)で増加していた。
- 特別調剤基本料を算定する薬局は、令和4年改定で評価の見直しを行ったが、令和4年度の損益差額は最も大きい。

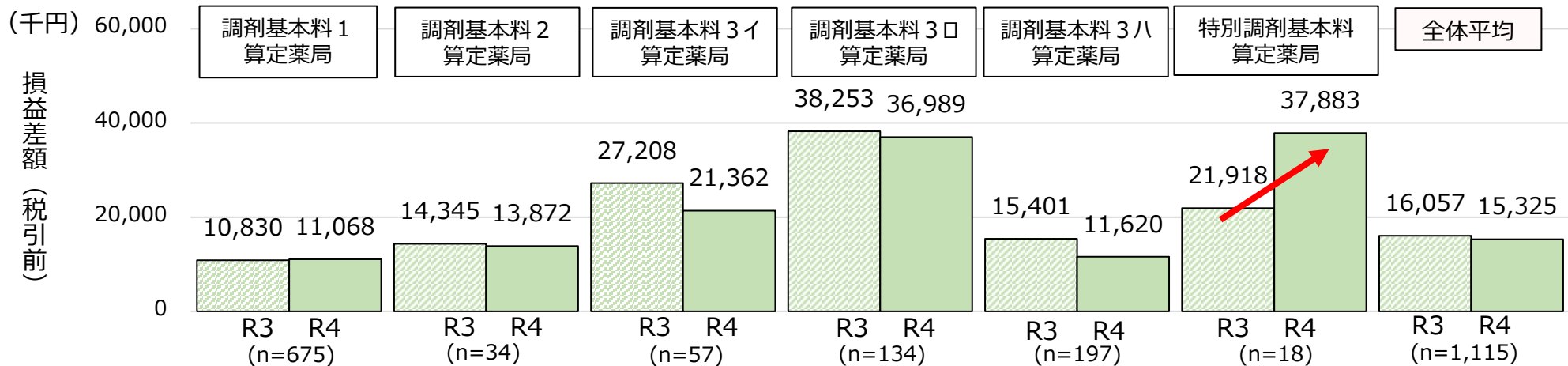
## 損益率※ (税引前)

※ 新型コロナウイルス感染症関連の補助金を除外して算出



## 損益差額※ (税引前)

※ 新型コロナウイルス感染症関連の補助金を除外して算出



# 医療資源の少ない地域の薬局に対する特例

- 医療資源の少ない地域の薬局は、以下の施設基準を満たせば、通常の処方箋集中率・処方箋受付回数要件にかかわらず調剤基本料1を算定可能である。

## 医療資源の少ない地域の薬局(平成30年度改定)

- 医療資源の少ない地域の薬局について、当該地域に存在する医療機関が限定されることを踏まえ、調剤基本料の特例対象から除外する。

[調剤基本料注1のただし書きに規定する施設基準]

- (1) 次のすべてに該当する保険薬局であること。
  - イ 「基本診療料の施設基準等」(平成20年厚生労働省告示第62号)の別表第六の二に規定する地域に所在すること。
  - ロ 当該保険薬局が所在する特定の区域内において、保険医療機関(歯科医療を担当するものを除く。)の数が10以下であって、許可病床の数が200床以上の保険医療機関が存在しないこと。ただし、特定の保険医療機関に係る処方箋の調剤割合が70%を超える場合であって、当該保険医療機関が特定区域外に所在するものについては、当該保険医療機関を含むものとする。
  - ハ 処方箋受付回数が一月に2,500回を超えないこと。

別表第六の二 厚生労働大臣が定める地域

一 北海道江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町及び奥尻町の地域

…

三十七 鹿児島県西之表市及び熊毛郡の地域三十八鹿児島県奄美市及び大島郡の地域三十九沖縄県宮古島市及び多良間村の地域四十沖縄県石垣市、竹富町及び与那国町の地域

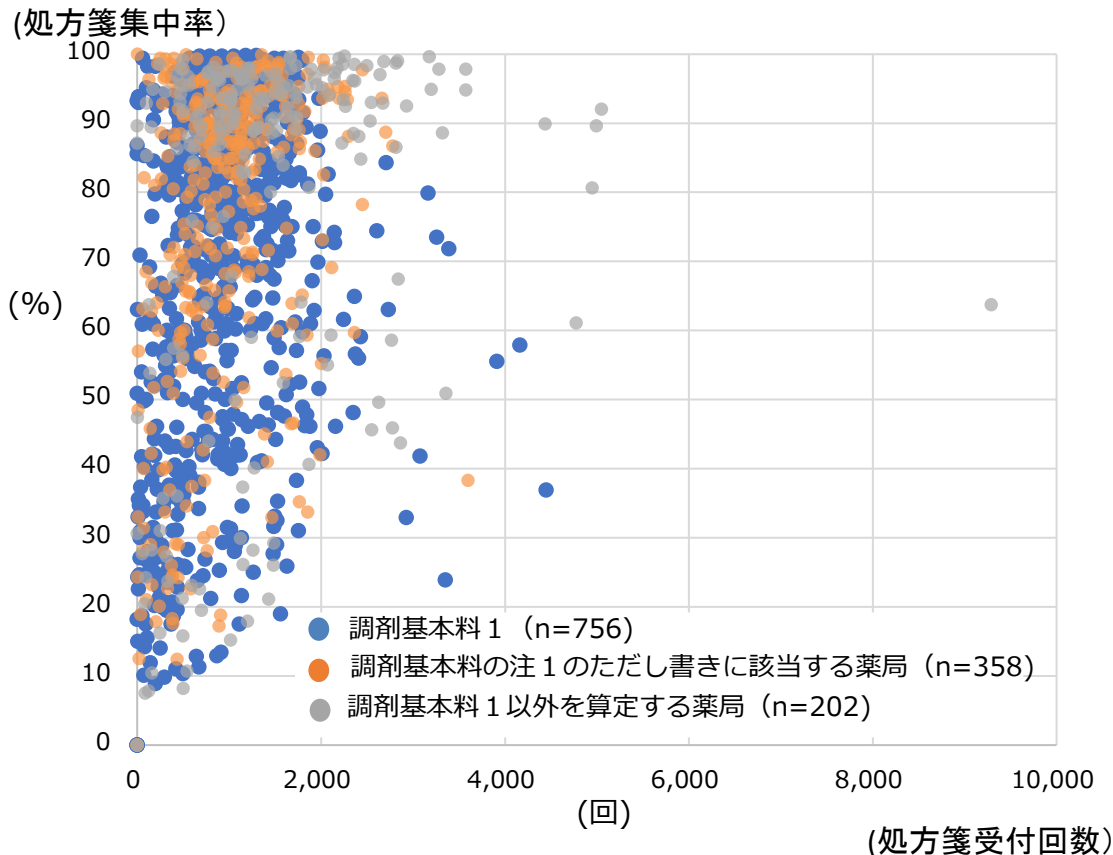
上記のほか、離島振興法第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域、奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島の地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第四条第一項に規定する小笠原諸島の地域及び沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島の地域に該当する地域

# 医療資源の少ない地域にある薬局

- 医療資源の少ない地域にある薬局は、1,316であり、薬局全体の2.2%。
- 特例の薬局(注1のただし書きに該当する薬局)は、358。
- 調剤基本料1を算定する薬局の36.7%は、備蓄品目数が1,000品目以下の小規模の薬局であった。

## ■ 医療資源の少ない地域にある薬局の処方箋の受付回数と処方箋集中率の状況

届出のあった薬局59,396施設のうち  
医療資源の少ない地域にある薬局:1,316(2.2%)



## ■ 医療資源の少ない地域にある薬局の処方箋の受付回数と処方箋集中率の特徴

### ・月あたりの処方箋受付回数

処方箋受付回数(平均値):1,013回  
1,500回未満の薬局数:1067施設(81.0%)

### ・処方箋集中率

処方箋集中率(平均値):73.3%  
処方箋集中率90%以上の薬局数:453施設(34%)



処方箋集中率90%以上かつ処方箋受付回数1,500回未満  
の薬局数:304施設(23.1%)

## ■ 医療資源の少ない地域にある薬局の処方箋の医薬品備蓄品目数

### ・備蓄品目数

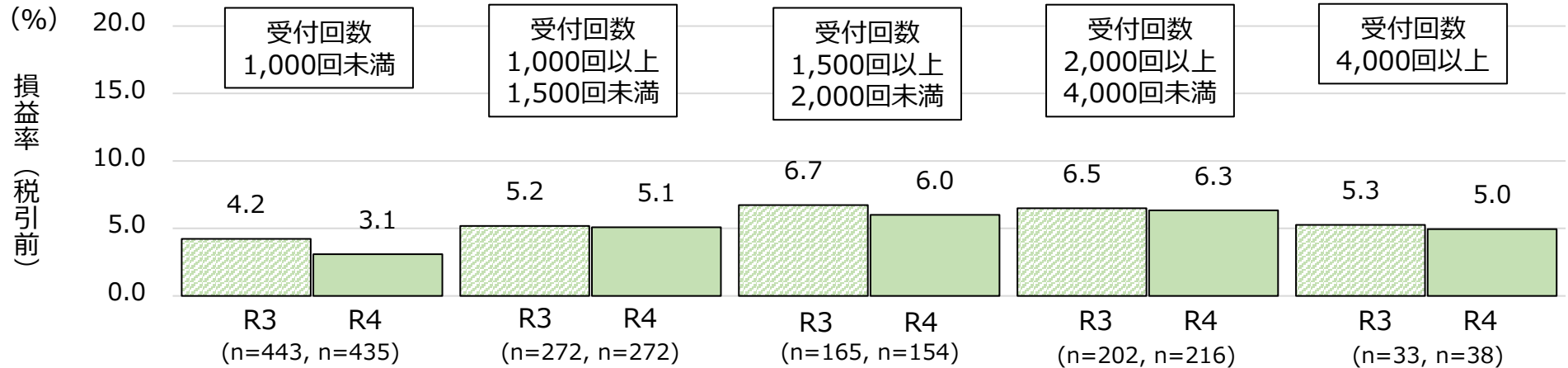
備蓄品目数(平均値):1,164品目  
備蓄品目1000品目以下の薬局数:483施設(36.7%)

# 処方箋受付回数別の薬局の損益率、損益差額の推移

○ 令和4年度改定後は処方箋受付回数別で分類するとすべての薬局で損益率が減少しており、受付回数1,000回未満の薬局では損益率の減少の幅が大きかった。

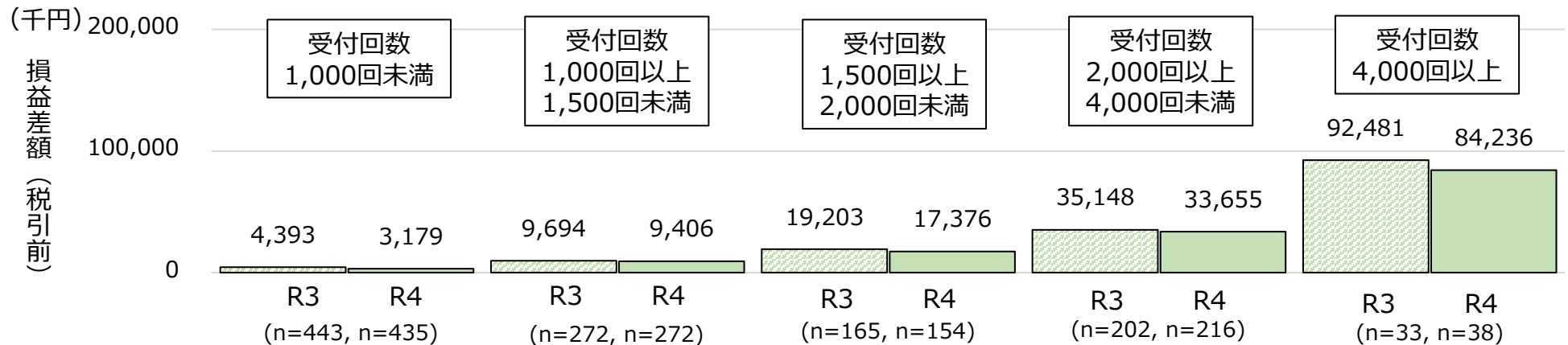
## 損益率※ (税引前)

※ 損益率は新型コロナウイルス感染症関連の補助金を除外して算出



## 損益差額\* (税引前)

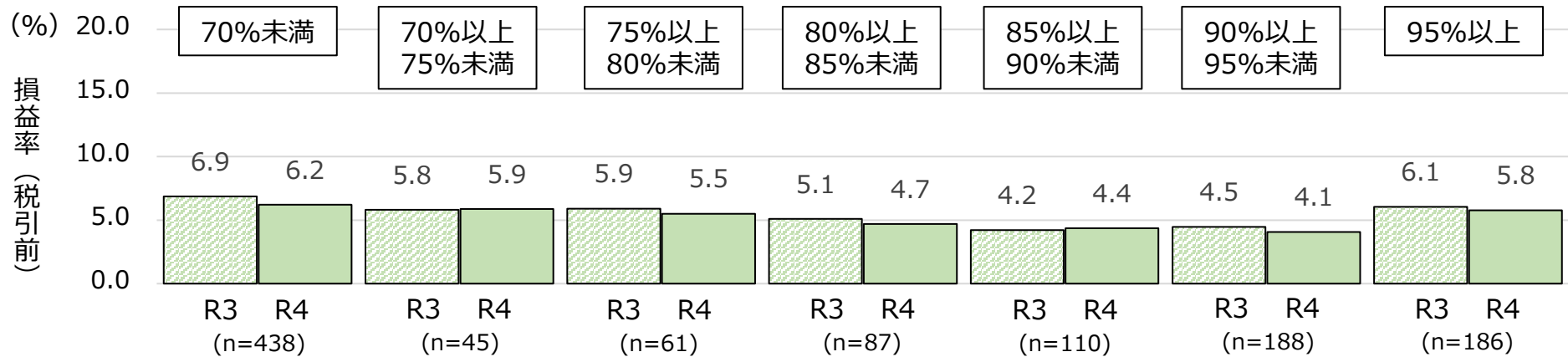
※ 損益率は新型コロナウイルス感染症関連の補助金を除外して算出



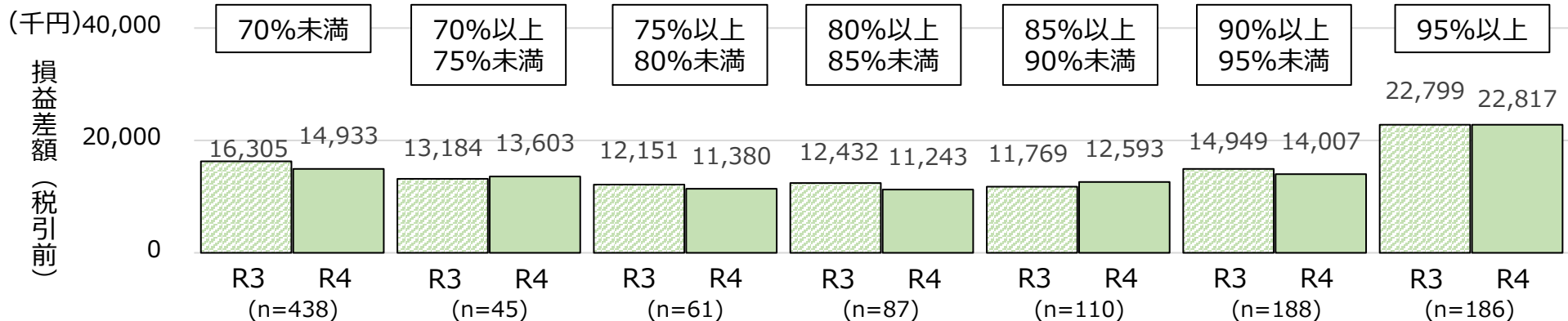
# 処方箋集中率別の薬局の損益率、損益差額の推移

○ 令和4年度改定後は処方箋集中率の70%以上75%未満の薬局、85%以上90%未満の薬局では損益率が微増している。

## 損益率※（税引前）



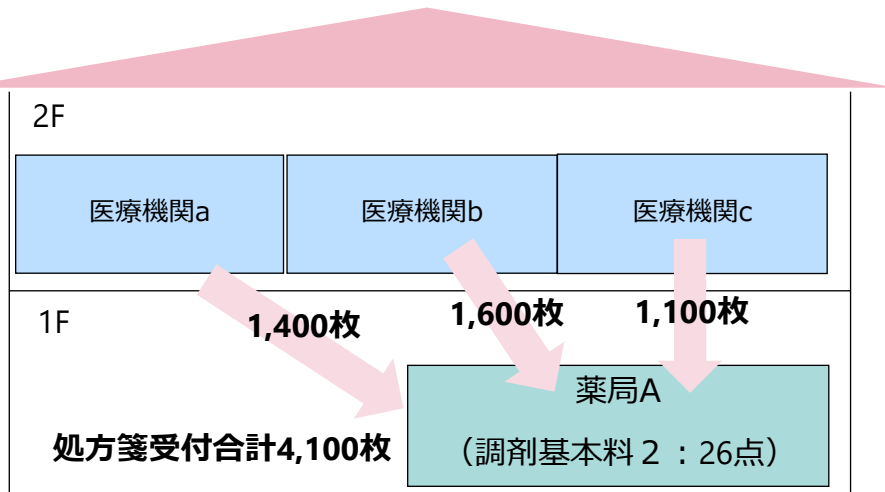
## 損益差額\*（税引前）



# 処方箋受付回数が多い薬局と集中率の関係

- 同一建物内に複数の保険医療機関が所在するいわゆる医療モールに所在する保険薬局は、特定の保険医療機関から多くの処方箋の受付が見込まれ効率的な運用を行うことができる観点から、当該建物内の保険医療機関に係る処方箋受付回数を合算して、調剤基本料2(26点)の該当性が評価されている。
- 一方、薬局近隣の同一区画内等に開設される複数の医療機関から処方箋を応需する場合は、いわゆる医療モールと類似した形態ではあるが、医療機関ごとの受付回数で判断するため、全体の受付回数が月4,000回を超えたとしても、調剤基本料1(42点)又は調剤基本料3ハ(32点)で評価されている。

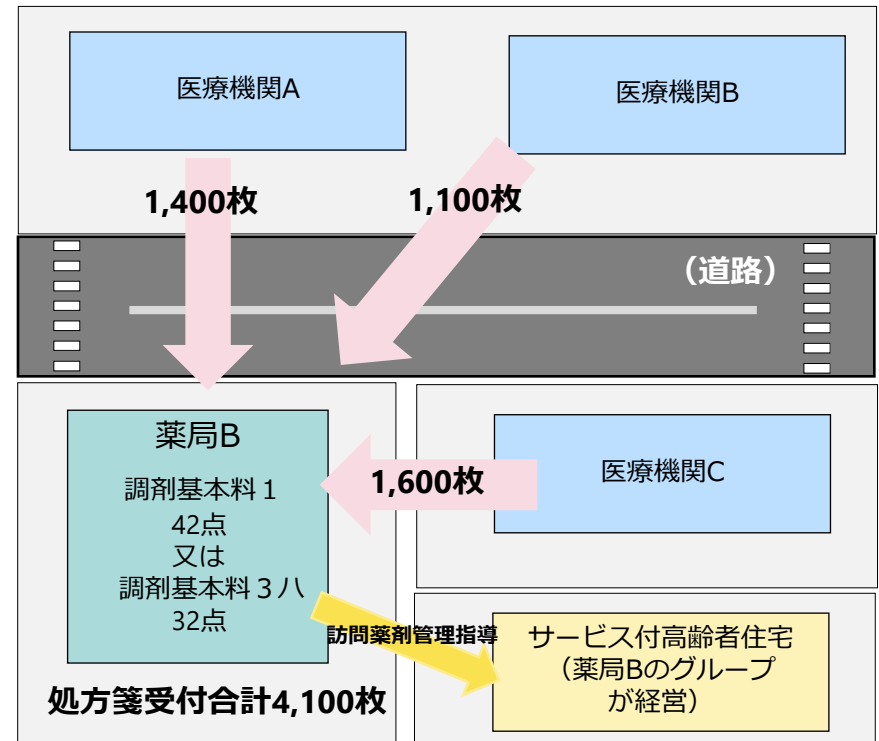
## いわゆる医療モール



## 調剤基本料2

- イ 特定の保険医療機関からの処方箋受付回数に基づく基準
  - (イ) 特定の保健医療機関に係る処方箋の受け付け回数  
(同一建物内に複数の保険医療機関が所在するいわゆる医療モールの場合にあっては、当該建物内の全ての保険医療機関に係る処方箋の受け付け回数は当該建物内の全ての保険医療機関に係る処方箋の受付回数を合算したものとする。)が1月に4,000回を超える。

## 薬局の近隣に医療機関が多く存在する場合



- ・それぞれの医療機関の門前薬局ではあるが、①処方箋集中度が低く、②同一建物内ではなく処方箋受付回数が合算されないため、調剤基本料2の要件には該当しない。
- ・薬局のグループ企業が医療機関等を誘致する場合もある。

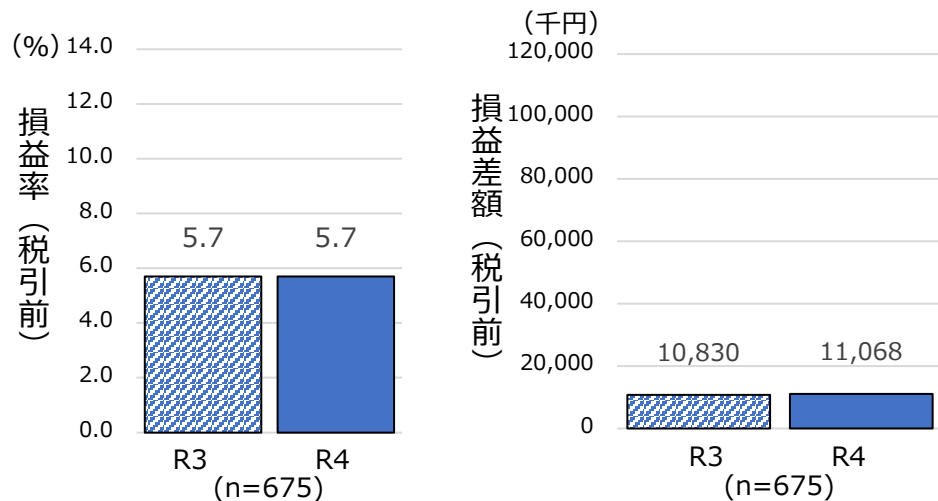


# 処方箋受付回数が多い薬局の損益率、損益差額の推移

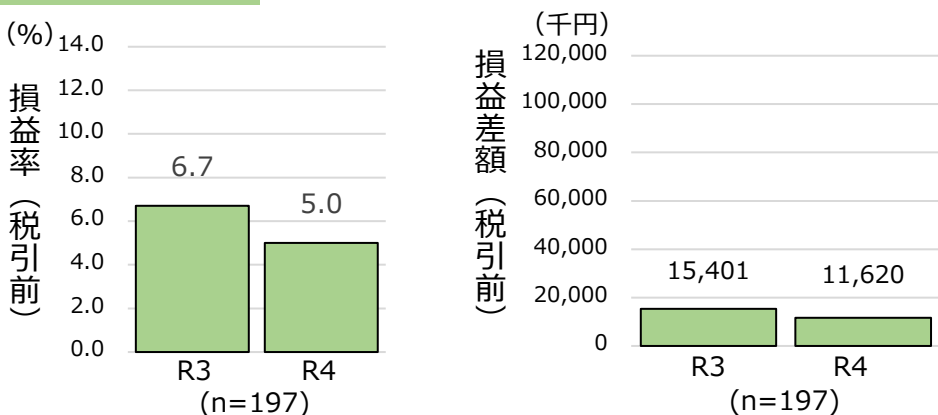
○ 調査対象の薬局数は少ないが、処方箋集中率70%未満かつ処方箋受付回数4,000回以上の薬局は、基本料の区分にかかわらず、損益率及び損益差額が高い。

## 全ての薬局

### 調剤基本料 1

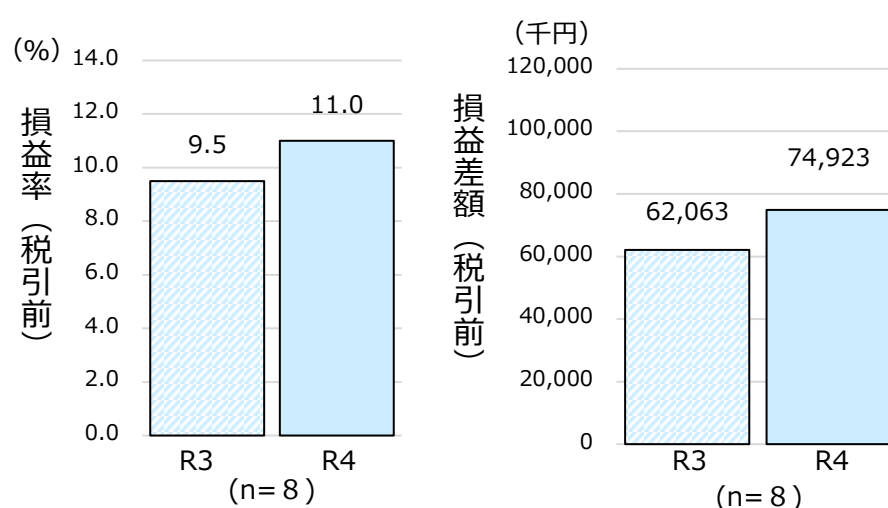


### 調剤基本料 3八

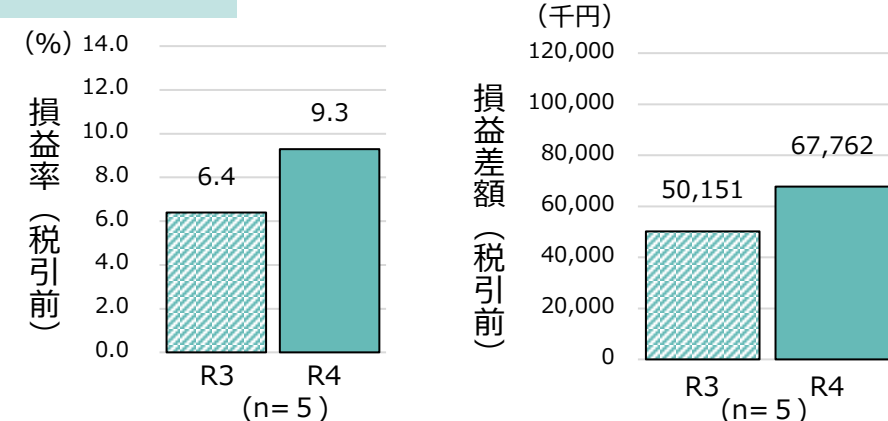


## 集中率70%未満かつ処方箋受付回数4,000回以上の薬局

### 調剤基本料 1



### 調剤基本料 3八

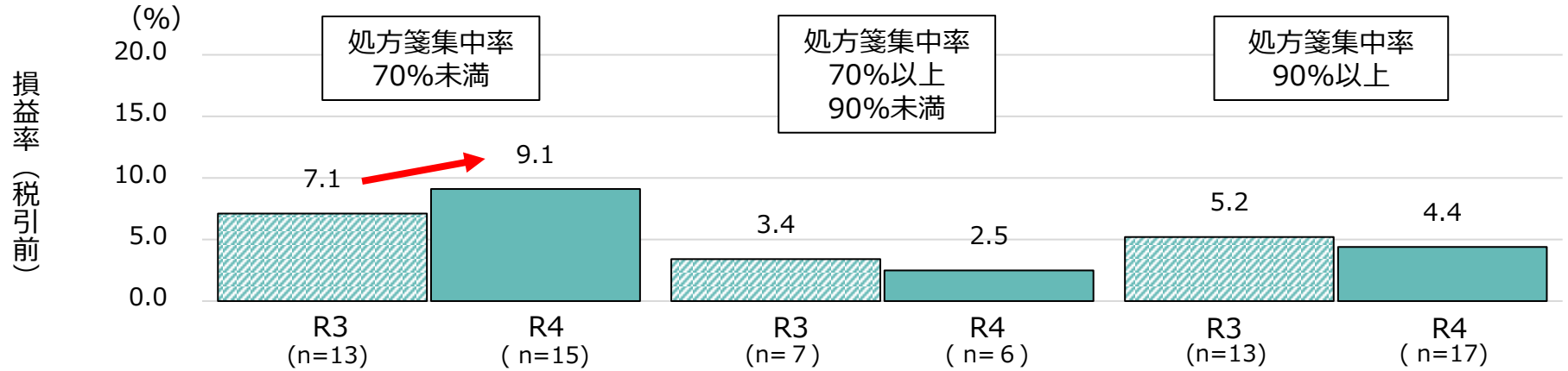


# 処方箋受付回数4,000回以上の薬局の損益率、損益差額の推移

○ 令和4年度改定後において、処方箋受付回数4,000回以上の薬局を処方箋集中率別に分類すると集中率70%未満の薬局で損益率が増加していた。

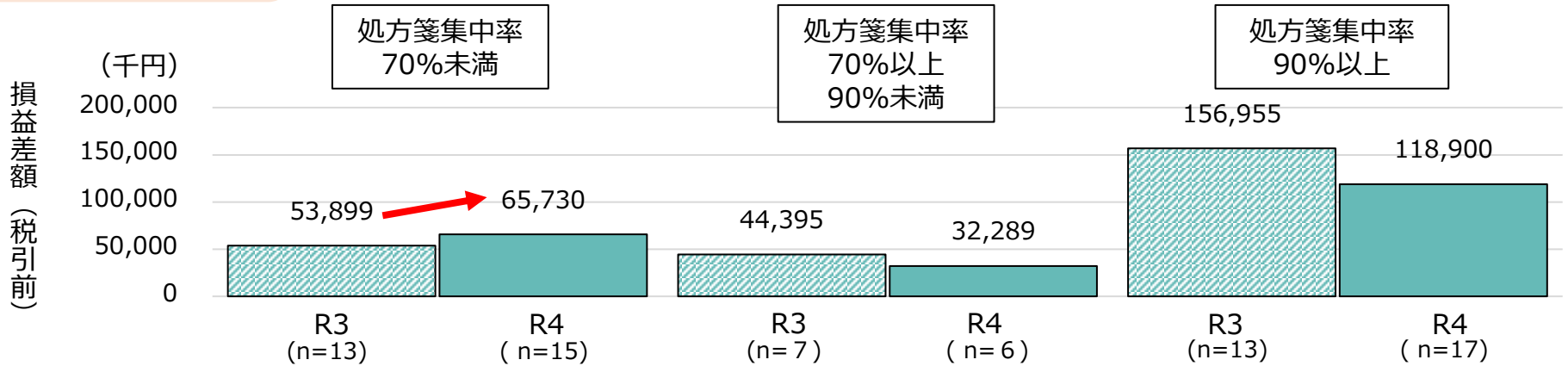
## 損益率※（税引前）

### 処方箋受付回数4,000回以上の薬局



## 損益差額※（税引前）

### 処方箋受付回数4,000回以上の薬局



# 1. 調剤基本料

## (1) 総論

## (2) 特別調剤基本料

# 2. 地域支援体制加算

# 3. その他の個別事項

# 特別調剤基本料

○ いわゆる敷地内薬局等については、(1)「医療機関と不動産取引等その他特別な関係」を有し、かつ、(2)、(3)の一定の要件を満たす場合、調剤報酬の評価は(4)の取扱いとされている。

<p>(1)医療機関と不動産取引等その他特別な関係</p>	<p>次のいずれかに該当する薬局は、「医療機関と不動産取引等その他特別な関係」を有すると判断</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 医療機関と<b>不動産の賃貸借取引関係</b>にある</li> <li>② 医療機関が<b>譲り渡した不動産の利用して開局</b>している</li> <li>③ 薬局が所有する<b>会議室その他設備を医療機関に貸与</b>している</li> <li>④ 医療機関による<b>開局時期の指定を受けて開局</b>した</li> </ul>
<p>(2)処方箋集中率</p>	<p>当該医療機関に係る処方箋による調剤の割合が7割を超えるもの</p>
<p>(3)特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局</p>	<p>次のいずれかに該当する薬局は「特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局」を有すると判断</p> <p>ア 病院である保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局であって、平成28年10月1日以降に新規に開局し、指定を受けたもの。 ただし、遡及指定が認められる場合であって、平成28年9月30日以前から、病院である保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある場合を除く。</p> <p>イ 平成28年9月30日以前に開局した保険薬局であって、平成28年10月1日時点では特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係になかったが、平成28年10月1日以降に、病院である特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局となったもの。</p> <p>ウ 診療所である保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局であって、平成30年4月1日以降に新規に開局し、指定を受けたもの。 ただし、遡及指定が認められる場合であって、平成30年3月31日以前から、診療所である保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある場合を除く。</p> <p>エ 平成30年3月31日以前に開局した保険薬局であって、平成30年4月1日時点では特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係になかったが、平成30年4月1日以降に、診療所である特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局となったもの。</p> <p>オウ及びエについては、平成30年月31日以前に不動産の賃貸取引又は譲り渡しの契約若しくは建物の建築の契約を行うなど、当該開局に係る手続きが相当程度進捗している場合には、ウのただし書きに該当するものとみなす。</p>
<p>(4)調剤報酬の評価</p>	<p>特別調剤基本料（7点）</p> <p>地域支援体制加算・後発医薬品調剤体制加算：それぞれの点数の100分の80に相当する点数を加算する。</p> <p>服薬情報等提供料：当該保険薬局と不動産取引等その他特別な関係を有している保険医療機関へ情報提供を行った場合は算定できない。</p>
<p>(例外) 対象とならない 薬局</p>	<p>医療資源の少ない地域に所在する薬局</p> <p>&lt;基準&gt; いずれにも該当した場合：①医療資源の少ない地域に所在、②中学校区内の医療機関数：10以下+200床以上の医療機関なし、③処方箋受付回数：1月に2,500回以下</p> <p>同一建物内に診療所が所在</p> <p>※同一建物内に診療所がある場合（医療モール等）は、調剤基本料2又は調剤基本料3として対応</p>

# 保険薬局における構造設備規制の見直しと敷地内薬局

経緯	
H8まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>第二薬局問題への対応</b> 「処方せんの受入れ体制の整備について」昭和50年1月24日付け薬発第37号厚生省薬務局長通知（抜粋） <u>調剤専門薬局の許可に当たっては、調剤専門薬局も薬事法に基づく薬局であり、構造的、機能的、経済的に、医療機関から独立した機関であることを本旨とすべきであり、この点につき、十分留意すること。</u></li> <li>● <b>経営の一体性禁止</b> 「調剤薬局の取扱いについて」昭和57年5月27日付け薬発第506号・保発第34号厚生省薬務・保険局長連名通知（抜粋） 1 調剤薬局としての適格性 <u>総合的に判断して医療機関に従属し、医療機関の調剤所と同様とみられるものについては、保険薬局としての適格性に欠けるものであること。</u></li> </ul>
H8	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>構造上の一体性禁止</b> 平成8年3月8日付け保険発第22号厚生省保険局医療課長・歯科医療管理官連名通知（抜粋） （「一体的な構造」の解釈） <u>保険医療機関と一体的な構造とは、保険薬局の土地又は建物が保険医療機関の土地又は建物と分離しておらず、公道又はこれに準ずる道路等を介さずに専用通路等により患者が行き来するような形態のものをいうものであること。</u></li> </ul>
H28	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>構造設備規制の見直し（いわゆるフェンス規制の廃止）</b> 平成28年3月31日付け保険発0331第6号厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官連名通知（抜粋） （「一体的な構造」の解釈（改正後）） 保険医療機関と一体的な構造とは、次のアからウまでに掲げるような構造を指すものであること。 ア <u>保険医療機関の建物内にあるものであって、当該保険医療機関の調剤所と同様とみられるもの</u> イ <u>保険医療機関の建物と専用通路等で接続されているもの</u> ウ <u>ア又はイに該当しないが、保険医療機関と同一敷地内に存在するものであって、当該保険薬局の存在や出入口を公道等から容易に確認できないもの、当該保険医療機関の休診日に公道等から当該保険薬局に行き来できなくなるもの、実際には当該保険医療機関を受診した患者の来局しか想定できないもの等、患者を含む一般人が当該保険薬局に自由に行き来できるような構造を有しないもの</u></li> </ul>
H30	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別調剤基本料（10点）新設 ※特定の医療機関と不動産取引の関係があることその他の特別な関係を有しているもの</li> </ul>
R2	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別調剤基本料の見直し（10点→9点）等</li> </ul>
R4	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別調剤基本料の見直し（9点→7点）、調剤基本料の加算の評価見直し 等</li> </ul>

- 厚生労働省の検討会において「今後の薬剤師が目指す姿」がまとめられており、薬局の記述では、敷地内薬局のような特定の医療機関に依存する薬局に関しては、患者本位の医薬分業とはならないことが指摘されている。

## ■薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会とりまとめ(令和3年6月30日)

### 2. (1) 今後の薬剤師が目指す姿

#### ① 薬局

- なお、医療機関の敷地内に薬局が開設されることがあるが、その際、単に同敷地内の医療機関とだけ連携する状況が見られる。また、医療機関の近くにあるいわゆる門前薬局においても、当該医療機関から交付された処方箋の応需に特化する場合がある。このように特定の医療機関に依存する薬局の薬剤師は、地域の患者や住民との関わりの高いサービスを提供しているとはみなされず、患者本位の医薬分業とはならない。地域の医療機関、薬局等と連携しつつ、地域包括ケアシステムの一員として患者・住民を支えていく役割を果たす必要がある。

- ①の検討会の下に設置して薬局の機能等に関して議論したワーキンググループにおいても、敷地内薬局に対する意見や今後の取組事項がまとめられている。

## ■薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループとりまとめ(令和4年7月11日)

### 第4 具体的な対策

#### 4. 地域における薬剤師の役割

##### (4) その他

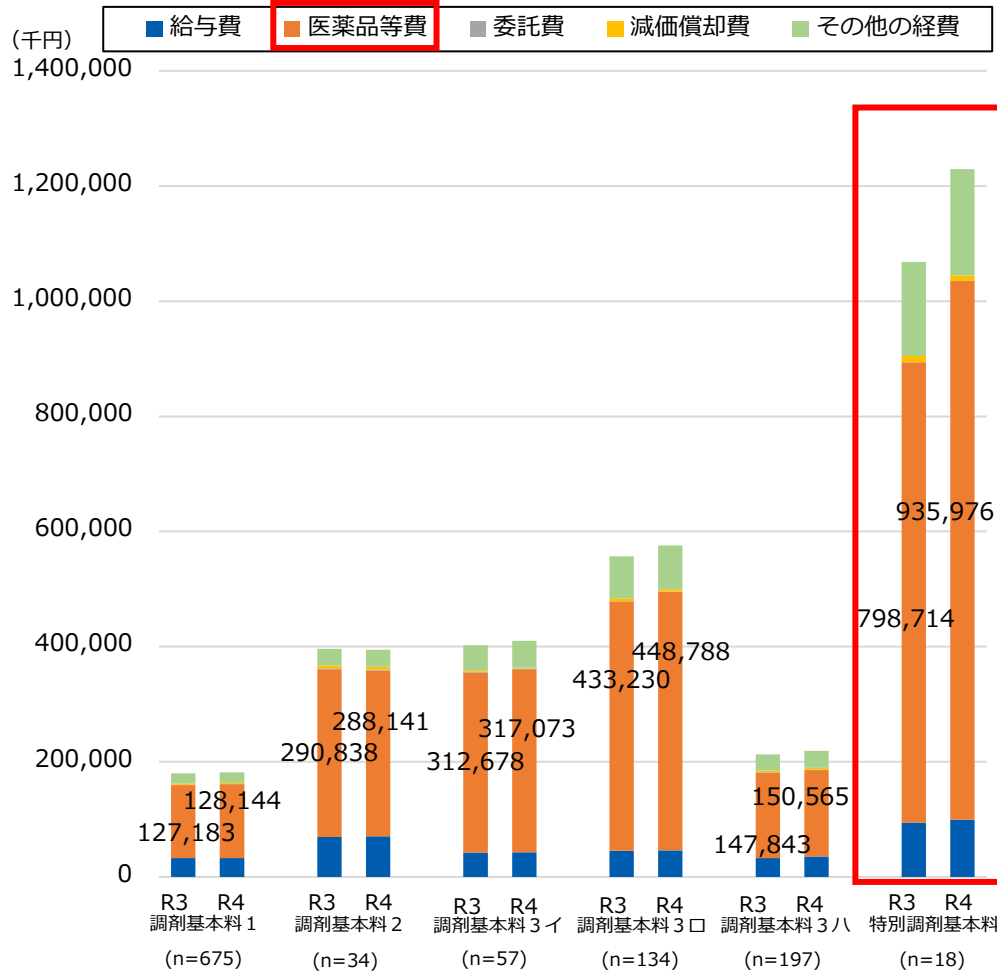
#### ③敷地内薬局

- 本ワーキンググループでは、規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)に基づく保険薬局の構造規制の見直しが行われたことにより近年増加している医療機関内の敷地内薬局について、主に①薬局機能、②病院との関係性に関する論点の整理を行った。
- 薬局機能については、病院の敷地内に立地していることから、当該病院の処方箋への対応が中心であり、かかりつけ薬剤師・薬局としての機能を持つとは考えにくく、その場合、地域の医療・介護関係者と連携した対応を行うという地域包括ケアの精神に逆行するとの意見が多数あった。なお、病院の近くにある門前薬局についても、特定の医療機関の処方箋に依存する場合はかかりつけ薬剤師・薬局の機能を持たないという点では同様との意見があった。
- 一方で、希少疾患やがんなどに対する高度な医療を提供する病院の敷地内薬局の場合、高額な薬剤の調剤や高度な薬学管理等、地域の薬局では果たせない役割を持つ場合があるのではないかとする意見や、ターミナルケアや高度な薬学管理といった機能分化が必要な場合があるのではないかとする意見があった。
- これに対し、敷地内薬局が地域の薬局では果たせない役割を持つとしても、敷地内である必然性はないとの意見や、地域の薬局でも高額な薬剤の調剤や高度な薬学管理等の機能を果たしている場合もあるとの意見があった。
- 病院との関係性については、敷地内薬局の開設に係る病院の公募内容を踏まえれば、薬局から病院への利益供与に当たると考えられるとの意見があった。
- また、敷地内薬局は、病院と敷地又は建物を共有していることから、患者に対して同一組織との誤認を与えたり、特定の薬局への誘導に近い効果があるのではないかとする意見があった。
- 本ワーキンググループにおいては、敷地内薬局について、  
・かかりつけ薬剤師・薬局としての機能を果たすとは考えにくい  
・敷地内薬局の開設に係る病院の公募内容を踏まえれば利益供与に当たるとは考えられないかといった多くの問題点が指摘され、国が必要な対応をすべきとの意見が多かった。
- 敷地内薬局の実態を把握し、それに基づいた議論を行うために、厚生労働省は、敷地内薬局の現状(かかりつけ薬剤師・薬局や高度薬学管理に関する機能や地域の医療機関や薬局との連携等)や病院の公募内容の調査を実施すべきである。

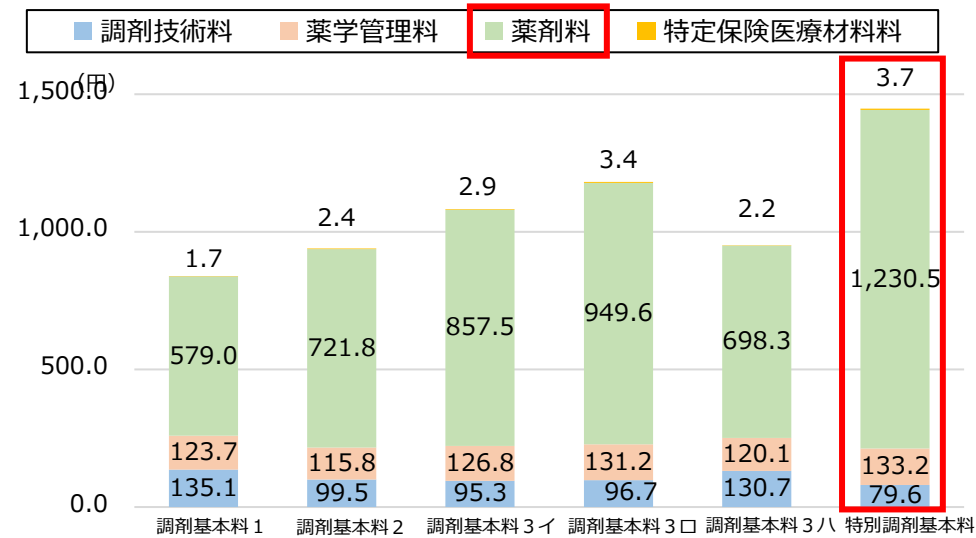
# 調剤基本料別の費用・調剤医療費の内訳

- 特別調剤基本料を算定する薬局においては、医療経済実態調査の費用別では「医薬品等費」の額が他と比較して突出して高い。
- 調剤医療費では、薬剤料の処方箋受付1回あたりの費用及び割合が他と比較して高い。

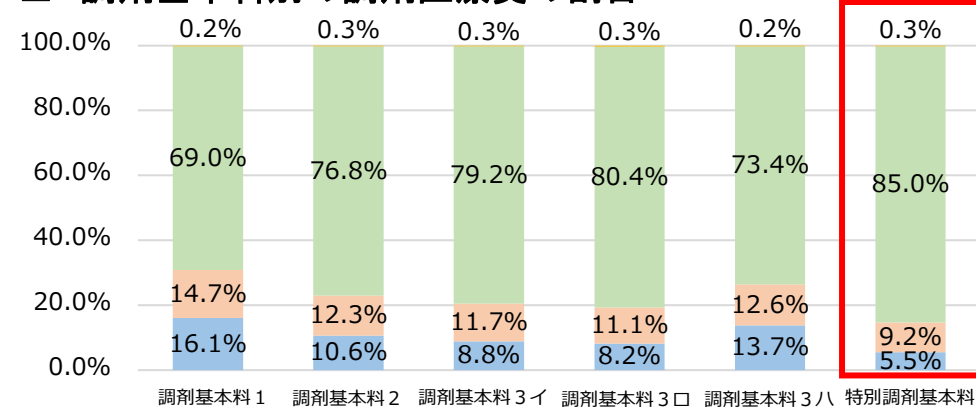
## 調剤基本料別の費用の内訳(注1)



## 調剤基本料別の処方箋受付1回あたりの医療費(注2)



## 調剤基本料別の調剤医療費の割合(注2)



出典: 注1: 医療経済実態調査(第24回)より医療課作成

注2: 社会医療診療行為別統計(令和4年6月審査分)



# (参考) 医薬品の流通制度に関する検討状況

- 医薬品流通に関しては、過度な薬価差の偏在を解消するための対応が必要となっており、薬価専門部会においては、医薬品流通改善に向けた検討状況を紹介しつつ、議論が進められている。
- 卸の販売先である薬局・医療機関においては、現行の「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」においても、医薬品の価値を無視した過大な値引き交渉の影響が指摘されていることから、医薬品流通に関わる者として節度ある対応が求められる。

## 販売先別の乖離率の比較 ①

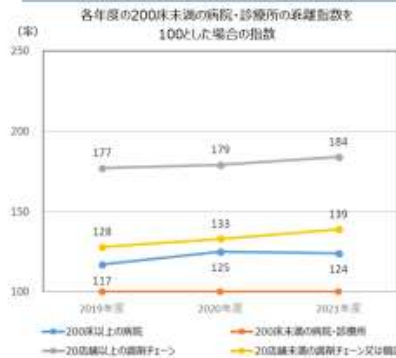
- ・ 薬価差の偏在については、関係会議において販売先カテゴリ別の乖離指数が示されているが、同一カテゴリ内でも施設によって大きな差があることが資料で指摘されているように、開設者・施設ごとの状況が明らかではない。

### 2-① 過度な薬価差の偏在 ＜参考5＞ 販売先別の乖離率の比較

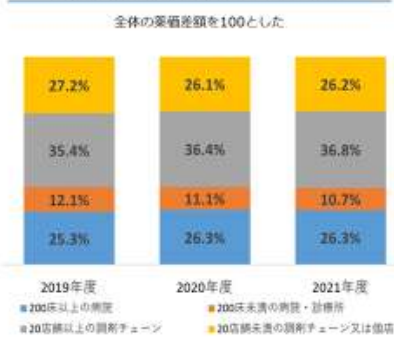
第1033号有識者検討会  
資料 (RS.3.17)

- ・ 卸の年間の取引における薬価と取引額の乖離について集計したところ、薬局における乖離が一番大きかった。
- ・ 薬価差額の割合については、20店舗以上の調剤チェーンの割合が一番大きかった。

#### 年度毎の乖離指数の推移



#### 年度毎の販売先別の薬価差額の割合



留意点：施設数に差があること、施設によって大きな差があると思われることに留意が必要。

出典：(一社)日本医薬品卸売業連合会による調査

令和5年6月26日 第34回 医療用医薬品の流通改善に関する懇談会 資料2

## 販売先別の乖離率の比較 ②

- ・ 薬価差の偏在については、関係会議においても、より詳細な分析を求める指摘がある。

### 有識者検討会

- ・ 購入主体別やカテゴリ別に大きく異なる取引価格の状況や、過度な値引き要求等の詳細を調査した上で、海外でクローバックや公定マージンが導入されていることも踏まえ、流通の改善など、過度な薬価差の偏在の是正に向けた方策を検討すべきである。

(令和5年6月9日 医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会 報告書)

### 流改懇

- ・ 医薬品のカテゴリ別に様々なことを集計・検討していく必要性に関しましては、私もそのとおりだと思っております。もう一点、そのような視点で言えば、資料の販売先別の乖離率の比較に関して、これまで長年にわたり、例えば薬局であれば20店舗未満、それから20店舗以上という分類をしております。多分分類を始めた頃は、20店舗は「物すごく大きいな」という感覚であり、私としては今も大きいと感じますけれども、20店舗どころではないところも出てきておりますので、果たしてこの分類でよいのか、もう少し細かく分類して見ていかないと分からない部分があるのではないかと。これは医療機関も同様で、今の4区分ではちょっとどうなのかなという感じがします。

- ・ 厚労省にお願いしたいのは、先ほど委員がお話しになったように、資料を出すのであれば、どのくらいの規模の病院、医療か、それから薬局もどのくらい、もう少し分けてやっていただきたいと思います。病院もいろいろな地方自治体もありますし、大きなチェーンでやっているところもあるので、その辺の規模感をちゃんと出していただかないと、今、座長が言ったように根拠のある議論にならないと思うので、今後、それを出すことができるのであれば、ぜひやっていただきたいと思います。

(令和5年6月26日 第34回 医療用医薬品の流通改善に関する懇談会における意見)

令和5年8月30日 中医協薬価専門部会 資料薬-1より

# いわゆる敷地内薬局の公募要件

○ 医療機関の敷地内に薬局を開設する際には、多くの場合、医療機関側で薬局開設等を行う事業者に対して公募型プロポーザル方式にて敷地内薬局を公募しているが、その中の要件には薬局の開局時間の指定や病院の業務の軽減を求めること、建物の外観の制限・要求など、医療機関から独立した機能を有しているとはいいがたい要件が課されている例がみられる。

① 自院の診療時間に合わせた開局を求めていた事例

例) 当院の診療日及び診療時間を考慮して運営すること。さらに休診日及び診療時間外の運営についても、柔軟な対応が可能であること

例) 当院における調剤業務と同一もしくはそれ以上の遂行能力を有すること。

② 24時間対応を求めていた事例

例) 事業者は本病院の患者数及び院外処方箋枚数に充分対応可能な設備を整え、**緊急時は24時間対応可能な保険調剤薬局を運営すること。**

③ 学生の実務実習の受け入れ実績を求めていた事例

例) 同一法人の運営する大学の薬学生の実務実習受け入れ実績を有すること。

④ 資金と運営能力から病院の業務負担を求めていた事例

例) 事業者の資金と運営能力によって病院の調剤業務の軽減を図れる者であること。

例) 病院の薬剤業務への協力・連携体制を提案するものとする。

⑤ 外観の一体性等を求めていた事例

例) 提案する施設は、当院と隣接するため、外観デザインの調和が重要。建物及び開放通路の外観デザイン設計に際しては、当院設計事業者の意見を取り入れ、当院外観デザインの仕様に合わせてください。

# (参考) 医療機関の敷地内に開設する薬局を公募する際の要件

- 通常、薬局を開設し、保険薬局として指定を受ける際には、薬局開設者は医療機関との独立性を確保しつつ、地域の医療事情を踏まえ、必要とされる薬局の機能を自らが整備して、薬局を開設している。
- 一方で、医療機関の敷地内に薬局を開設する際には、医療機関側で薬局開設等を行う事業者を公募しているが、薬局の開局時間や機能等に対して具体的な要件を示していることがあり、薬局開設者は、この要件を満たした上で、地域で必要とされる薬局の機能を整備している。(薬局機能に関しては、医療機関の周辺地域において必要な機能がないことから公募している場合もある)

## (参考) 医療機関の敷地内に薬局を開設する際に求めている要件の例 (注：公募要件は医療機関により様々)

### ● 薬局の開局時間等に関する要件

- ・ 具体的な営業時間、開局日 (休日、夜間の体制)
- ・ 薬局で備蓄すべき医薬品の種類、品目数
- ・ 医療機関の機能に応じた高度な薬学管理を実施できる体制 (例：救急・周産期・がん等の医療を担う圏域の基幹病院に開設する薬局に対して高度な薬学管理のニーズに対応可能な薬剤師の配置を求める、医療機関が受け入れる救急患者の処方箋の応需を求める)
- ・ 在宅訪問を行う体制

### ● 地域における連携体制の要件 (かかりつけ薬剤師・薬局に必要な機能を含む)

- ・ 薬物療法を実施するにあたっての医療機関との連携
- ・ 近隣の保険薬局及び関係団体との連携
- ・ 行政が推進する事業への協力
- ・ 災害時の医薬品供給等の体制整備
- ・ 医師会、薬剤師会及びその他の関係機関等との連携
- ・ 地域の薬剤師会への入会

### ● 開設にあたり薬局機能以外に医療機関が求めている要件

- ・ 医療機関の機能の向上に資する施設の整備の提案 (例：薬局以外の施設として、レストラン、カフェ、コンビニエンスストア、会議室、休憩室、医療機関の職員宿舎、ヘリポート等、医療機関が有償で借りる予定の会議室等の設置)
- ・ 医療機関の職員の負担を軽減する工夫の提案

# 薬局の独立性に関する参考資料①

## ●処方せんの受入れ体制の整備について（昭和50年1月24日付け薬発代37号厚生省薬務局長通知）

### 第二 薬局の整備について

- 2 調剤専門薬局の許可に当つては、調剤専門薬局も薬事法に基づく薬局であり、構造的、機能的、経済的に、医療機関から独立した機関であることを本旨とすべきであり、この点につき、十分留意すること。

## ●調剤薬局の取扱いについて（昭和57年5月27日付け薬発第506号・保発第34号厚生省薬務・保険局長連名通知）

### 1 調剤薬局としての適格性

調剤薬局の在り方について、構造的、機能的、経済的に医療機関から独立していることを本旨とすべきことは、既に昭和50年1月24日薬発第37号薬務局長通知により、通知されたところであるが、この点については、保険調剤を担当する保険薬局の在り方として特に要請される。

かかる観点から、総合的に判断して医療機関に従属し、医療機関の調剤所と同様とみられるものについては、保険薬局としての適格性に欠けるものであること。

## ●薬局業務運営ガイドラインについて（平成5年4月30日付け薬企第37号厚生省薬務局企画課長通知）

### 1 医療機関、医薬品製造業者及び卸売業者からの独立について

- ① 薬局は医療機関から経済的、機能的、構造的に独立していなければならないとは、保険薬局としての適格性に欠けるいわゆる第二薬局は、薬務行政上も適切とは言えないということである。薬局開設の許可及び更新に当たっては、保険担当課と十分連携をとり、適格性に欠ける薬局については必要な改善等指導の徹底を図りたい。
- ② 医薬分業の趣旨や薬局の基本理念からして薬局と医療機関との間で処方せんをその薬局に斡旋する旨の約束をすることは、形式のいかんを問わず、また、いずれがイニシアチブをとったかの別を問わず、一切禁止されるものである。また、薬局は、処方せん斡旋の見返りに医療機関に対し、いかなる方法によっても経済的な利益を提供してはならず、経済的な利益の提供を行った事実が判明した場合には、直ちに中止を命ずる等指導の徹底を図りたい。

### 8 開局時間について

特定の医療機関からの処方せん応需にのみ対応し、当該医療機関の診療時間外及び休診日には閉局して処方せんを応需していない薬局は早急に改善を図ることとされたのは、このような薬局は患者のトータルとしての薬歴管理が事実上できないこと、当該医療機関からの独立性の維持が極めて困難であること等、医薬分業の趣旨にそぐわないからである。

### 【別紙】薬局業務運営ガイドライン

#### 1 薬局の基本理念

##### (2) 地域保健医療への貢献

薬局は地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関等と連携をとり、地域保健医療に貢献しなければならない。

#### 2 医療機関、医薬品製造業者及び卸売業者からの独立

(1) 薬局は医療機関から経済的、機能的、構造的に独立していなければならない。

(2) 薬局は医療機関と処方せんの斡旋について約束を取り交してはならない。

(3) 薬局は医療機関に対し処方せんの斡旋の見返りに、方法のいかんを問わず、金銭、物品、便益、労務、供給その他経済上の利益の提供を行ってはならない。

#### 10 開局時間

(1) 開局時間は、地域医療機関や患者の需要に対応できるものであること。

特定の医療機関からの処方せん応需にのみ対応し、当該医療機関の診療時間外及び休診日に処方せんを応需していない薬局は、早急に改善を図ること。

# 薬局の独立性に関する参考資料②

## ●保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）

（健康保険事業の健全な運営の確保）

第二条の三 保険薬局は、その担当する療養の給付に関し、次の各号に掲げる行為を行つてはならない。

- 一 保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険医療機関と一体的な経営を行うこと。
  - 二 保険医療機関又は保険医に対し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、金品その他の財産上の利益を供与すること。
- 2 前項に規定するほか、保険薬局は、その担当する療養の給付に関し、健康保険事業の健全な運営を損なうことのないよう努めなければならない。

## ●保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正等に伴う実施上の留意事項について（平成28年3月31日付け保医発0331第6号厚生労働省保険局医療課・歯科医療管理官通知） （平成28年3月31日改正）

第二 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第一六号）の一部改正に関する事項

一 健康保険事業の健全な運営の確保（第二条の三）関係

（一）平成六年の保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部改正において、「調剤薬局の取扱いについて」（昭和五十七年五月二七日薬発第五〇六号、保発第三四号）に基づき行われていた保険薬局の保険医療機関からの独立性に関する取扱いを明確化する観点から必要な改正が行われたところであるが、その後も、保険薬局の保険医療機関からの独立性に関して問題のみられる事例が発生し、社会問題化している実情に鑑み、保険薬局は保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険医療機関と一体的な経営を行つてはならないこと、及び、保険薬局は保険医又は保険医療機関に対し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないことを明確化するものであること。

（二）この場合において、保険医療機関と一体的な構造とは、次のアからウまでに掲げるような構造を指すものであること。

ア 保険医療機関の建物内にあるものであって、当該保険医療機関の調剤所と同様とみられるもの

イ 保険医療機関の建物と専用通路等で接続されているもの

ウ ア又はイに該当しないが、保険医療機関と同一敷地内に存在するものであって、当該保険薬局の存在や出入口を公道等から容易に確認できないもの、当該保険医療機関の休日日に公道等から当該保険薬局に行き来できなくなるもの、実際には当該保険医療機関を受診した患者の来局しか想定できないもの等、患者を含む一般人が当該保険薬局に自由に行き来できるような構造を有しないもの

なお、ウへの該当の有無については、現地の実態を踏まえ、地方社会保険医療協議会に諮った上、個別に判断すること。また、保険薬局の独立性の確保の観点からは、いわゆる医療ビルのような形態は好ましくないが、このような場合にあっては、当該建物について、患者を含む一般人が自由に行き来できるような構造になっている旨を十分に確認すること。加えて、このような形態の場合には、患者誘導が行われるような実態のないよう、併せて留意すること。

（三）保険医療機関と一体的な経営を行う場合とは、（二）のまた以下に該当する場合等保険医療機関と保険薬局が一定の近接的な位置関係にあり、かつ、次のアからエまでに規定するような経営主体の実質的同一性が認められる場合又は機能上医療機関とのつながりが強いとみなされる場合を指すものであること。

ア 保険薬局の開設者（法人たる保険薬局の役員を含む。）が当該保険医療機関の開設者（特定保険医療機関の開設者が法人の場合にあっては、当該法人の役員を含む。）又は開設者と同居又は開設者と生計を一にする近親者であるもの。

イ 保険薬局の開設者と保険医療機関の開設者の間の資本関係が実質的に同一であるもの（法人の場合にあっては当該法人の役員が経営するものを含む。）

ウ 職員の勤務体制、医薬品の購入管理、調剤報酬の請求事務、患者の一部負担金の徴収に係る経理事務等が特定保険医療機関と明確に区分されていないもの

エ 特定の保険医療機関との間で、いわゆる約束処方、患者誘導等が行われているもの。

なお、保険薬局の指定の更新に当たっては、新規指定時と同様、不動産の賃貸借関連書類等の経営に関する書類等の提出を求め、一体的な経営に当たらないことを確認すること。

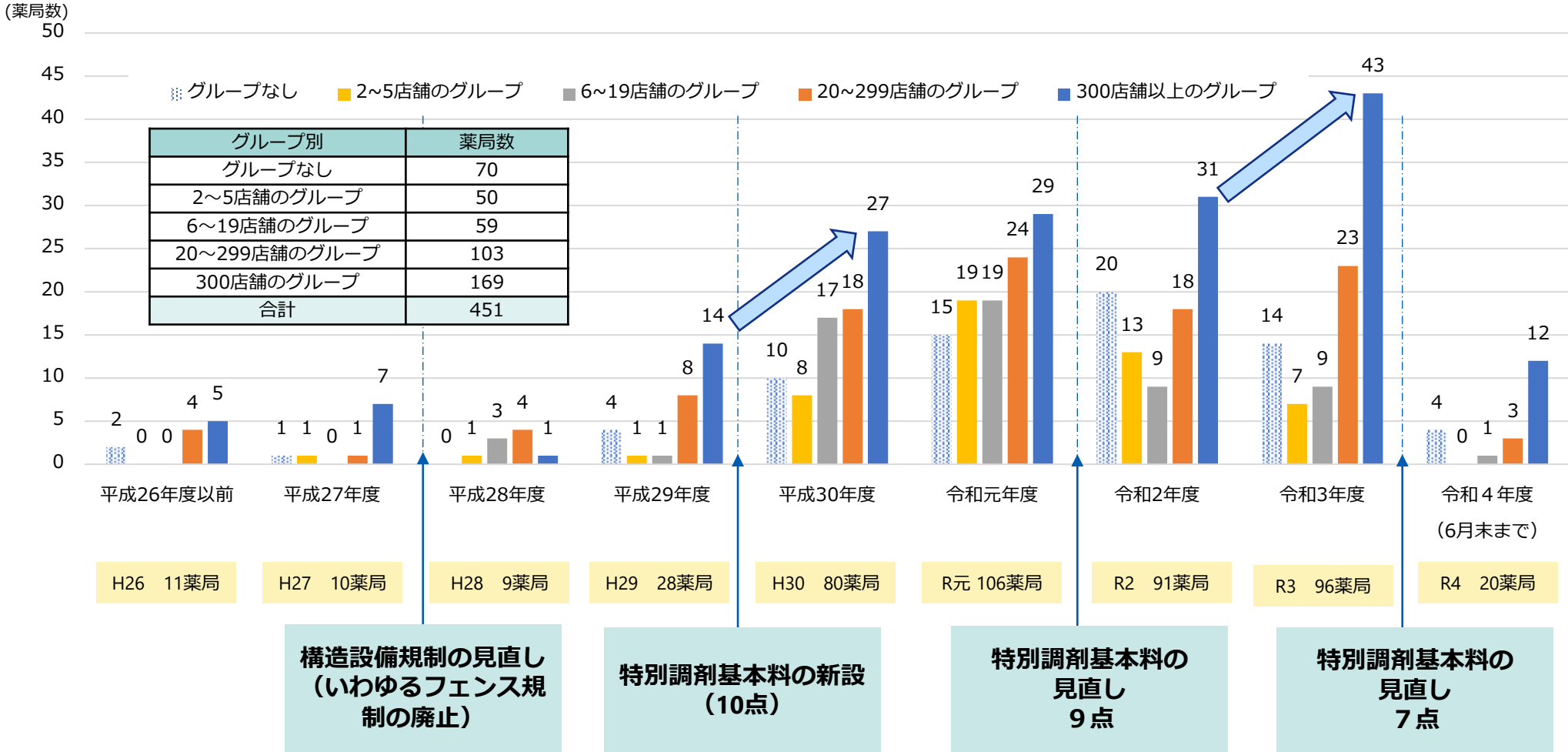
（四）金品その他の財産上の利益とは、第一の一の（二）と同様<sup>\*</sup>であること。（※金銭、物品、便益、労務、饗応、患者一部負担金の減免等）

（五）本条の規定に照らし、総合的に判断して医療機関の調剤所と同様とみられるものについては、保険薬局としての適格性に欠けるものであるから、地方社会保険医療協議会に諮った上、保険薬局の新規指定を行わないこと。また、現に存するものについては、次回更新時まで改善を指導し、これに従わない場合は、地方社会保険医療協議会に諮った上、更新を行わないこと。

# 特別調剤基本料を算定する薬局の推移

- 特別調剤基本料を算定する薬局は、ここ数年は毎年100程度の薬局が開設されており、特に300店舗以上のグループによる開設が増えている。
- 改定ごとの特別調剤基本料の見直しによる新規開設の影響はほとんどないと考えられる。

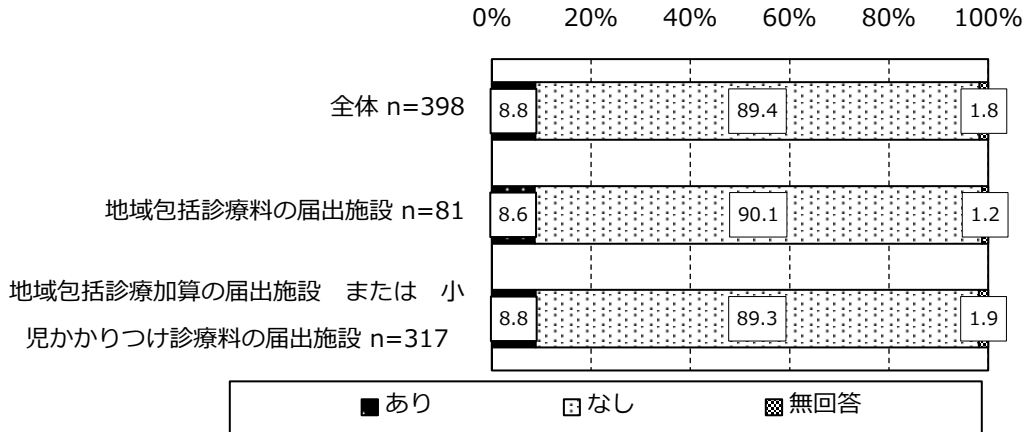
## 令和4年7月1日時点で特別調剤基本料を算定する薬局の新規指定を受けた年度の内訳



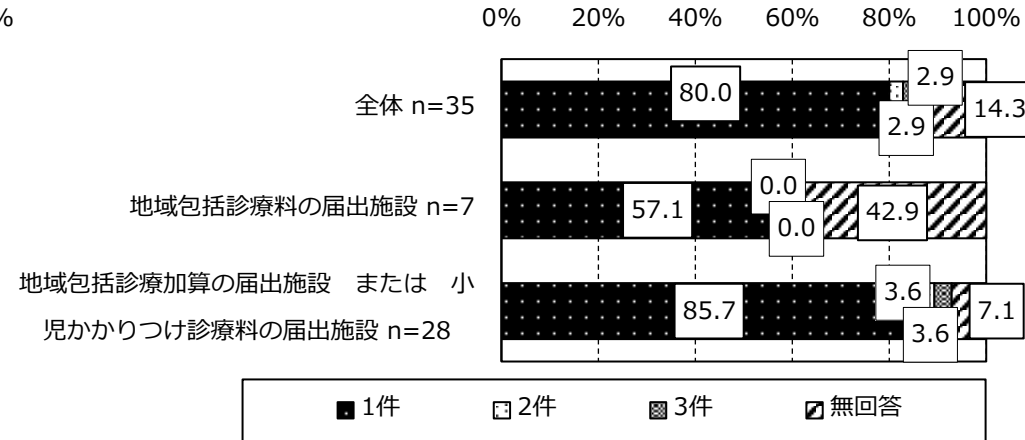
# 診療所・病院におけるいわゆる敷地内薬局の開設状況

- 診療所の8.8%、病院の13.5%の施設でいわゆる敷地内薬局があるとの回答があった。
- 特に特定機能病院においては、31.4%で敷地内薬局があり、そのうち31.8%では複数の敷地内薬局を有していた。

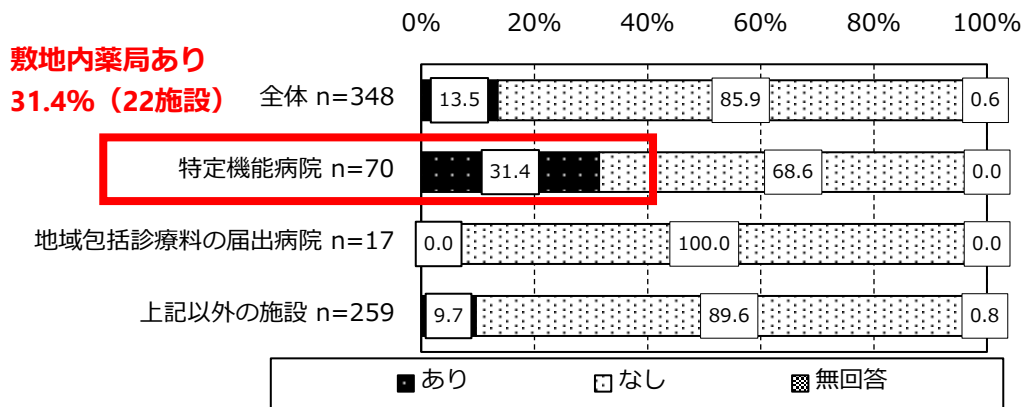
## ■ 診療所におけるいわゆる敷地内薬局の有無



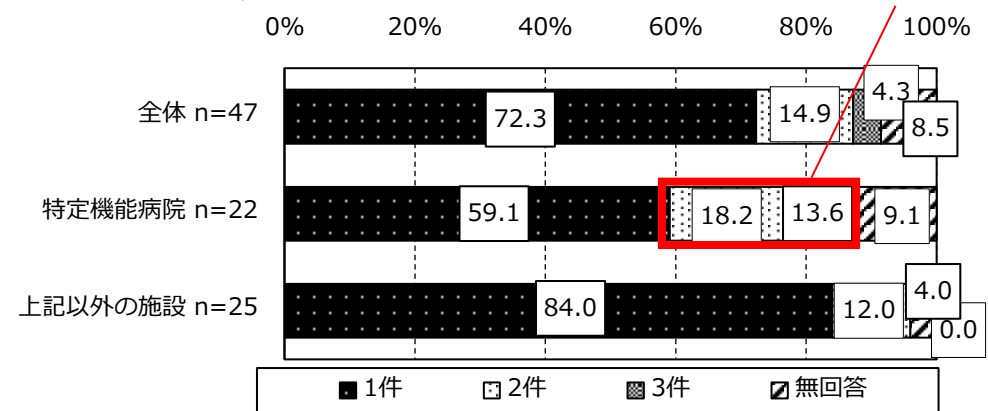
## ■ 診療所におけるいわゆる敷地内薬局の数 (いわゆる敷地内薬局ありと回答した施設のみ)



## ■ 病院におけるいわゆる敷地内薬局の有無



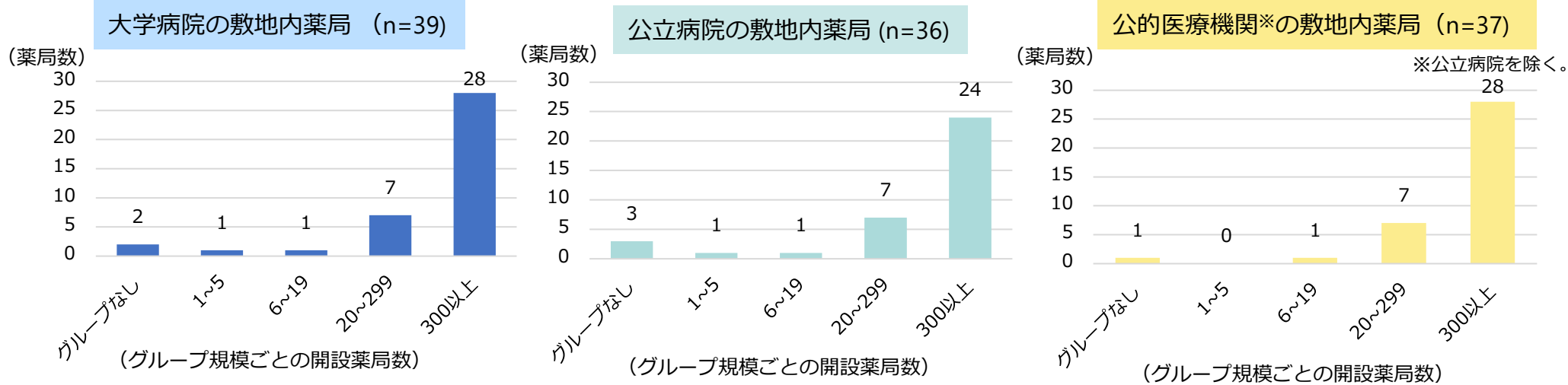
## ■ 病院におけるいわゆる敷地内薬局の数 (いわゆる敷地内薬局ありと回答した施設のみ)



# いわゆる敷地内薬局の状況

- 大学病院などの特定の病院においては、敷地内薬局の運営の多くが300店舗以上の同一グループによるものであり、特定のグループが多くを占めていた。
- 病院側も、公募要件で敷地内薬局の運営実績を求める場合があり、開設できる法人が限られる。

## ■ 病院の敷地内薬局の状況(令和4年7月1日時点)



## ■ 敷地内薬局数上位の同一グループ会社

### 大学病院の敷地内薬局 (n=39)

A社	9店舗	23.1%
B社	8店舗	20.5%
C社	4店舗	7.7%

### 公立病院の敷地内薬局 (n=36)

B社	9店舗	25.7%
A社	4店舗	11.4%
D社	4店舗	11.4%

### 公的医療機関※の敷地内薬局 (n=37)

A社	18店舗	48.6%
B社	8店舗	21.6%
E社	3店舗	8.1%

※公立病院を除く。

出典: 保険局医療課調べ(令和4年7月1日時点)

## ■ 医療機関における敷地内薬局の募集要件において、複数の敷地内薬局を有している薬局運営法人の誘致を意識した例

以下の要件を満たしていること。

- 法人の財務状況が良好であること。
- (略)
- **300床以上の病院にて敷地内保険調剤薬局の運営実績を有し、現在も継続していること。**

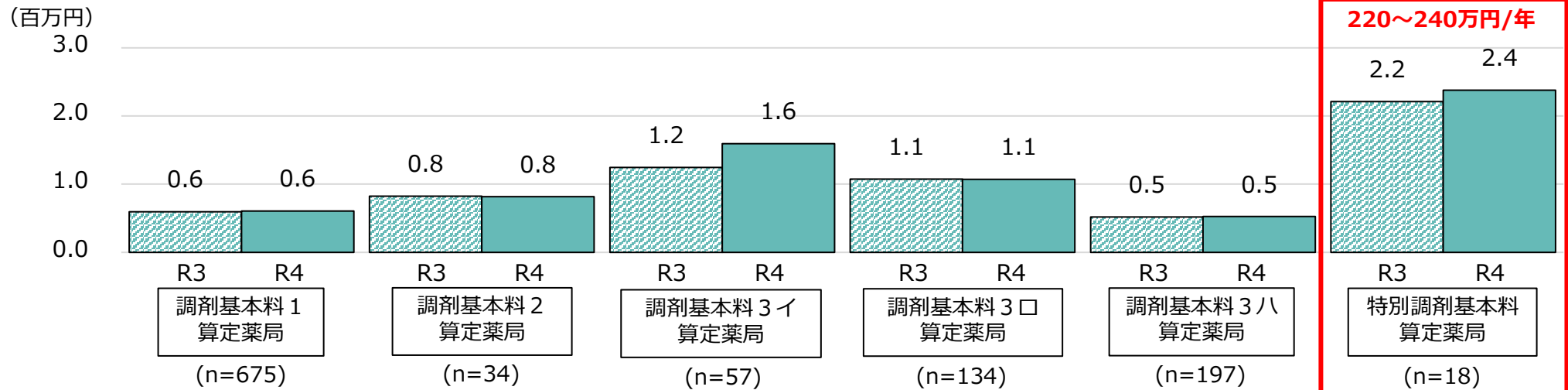
本来、医療機関の敷地内の開設実績の有無で薬局の機能に違いがないにもかかわらず、意図的に敷地内薬局の実績をもつ法人を誘致しようとする要件を求めることがある



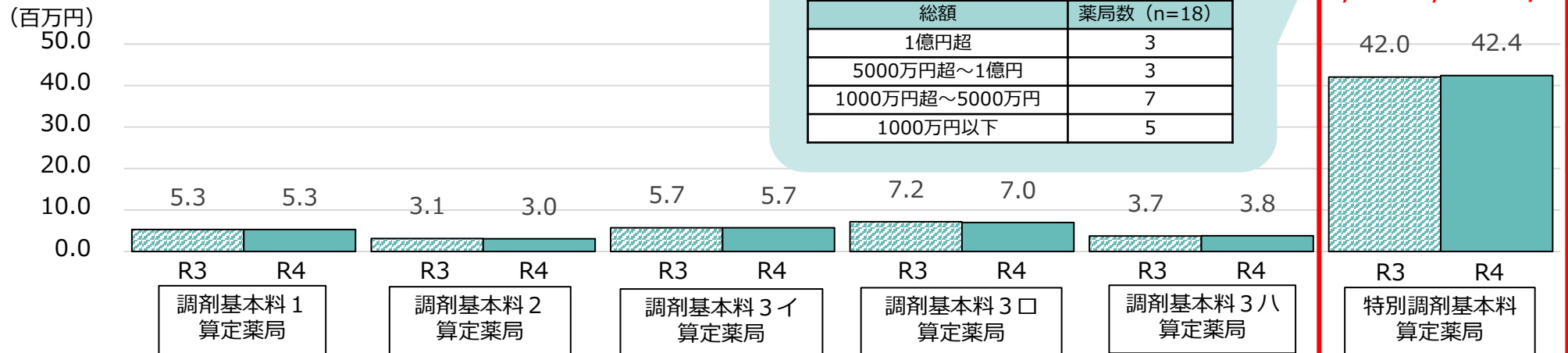
# 薬局における土地賃借料、建物賃借料（基本料別）

○ 特別調剤基本料を算定する薬局においては、医療経済実態調査における「その他の経費」に占める土地賃借料、建物賃借料の額が突出して高く、医療機関との不動産取引による影響が大きいと考えられる。

## ■ その他の経費に占める土地賃借料



## ■ その他の経費に占める建物賃借料



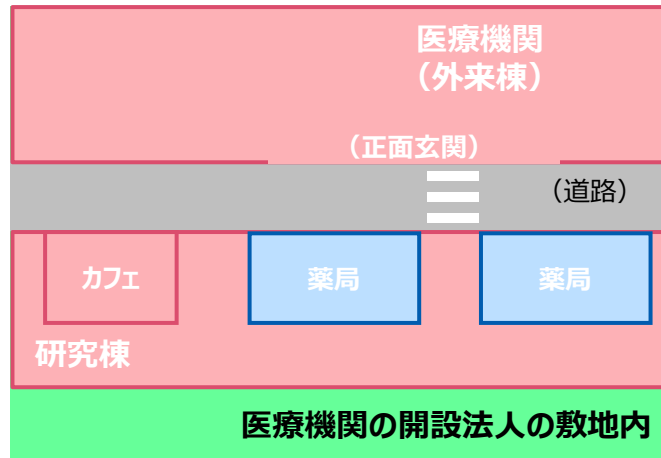
(参考) 土地賃借料と建物賃借料の総額 (R4)

総額	薬局数 (n=18)
1億円超	3
5000万円超~1億円	3
1000万円超~5000万円	7
1000万円以下	5

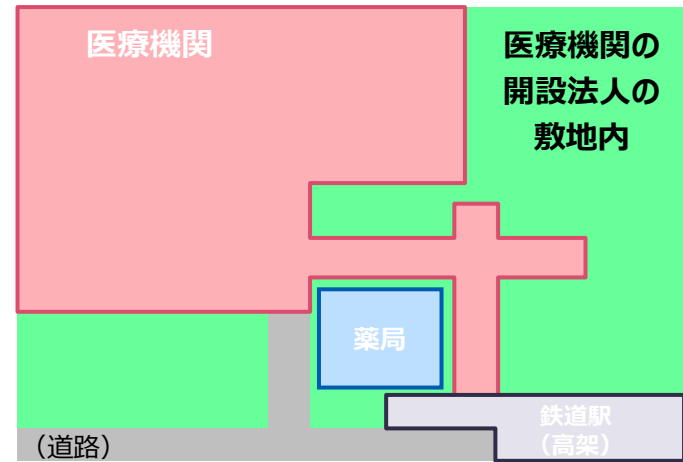
# 独立した構造の保険医療機関と保険薬局イメージ

- 保険医療機関と保険薬局の独立性を確保するため、薬担規則において保険薬局は「保険医療機関との一体的な構造」であることを禁止している。(例: 医療機関と薬局が専用通路でつながっている)
- 上記規定を満たすとされているものの、医療機関の敷地内にあることと建物の構造上の関係から、利用する患者・家族等にとって医療機関と薬局が一体となっていると認識されてもおかしくない事例も存在する。

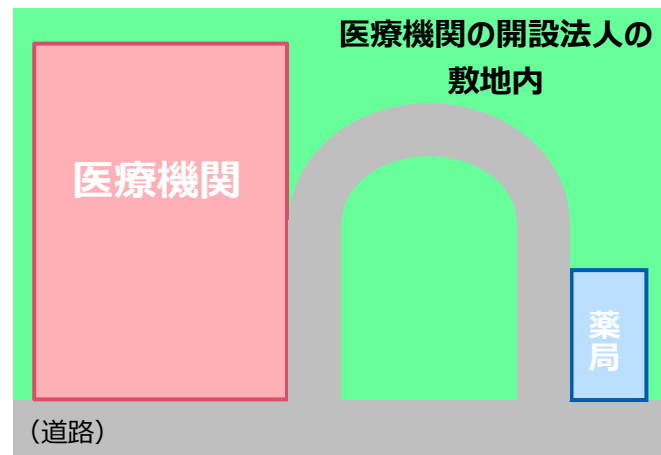
## ■ 敷地内にある建物を薬局を誘致



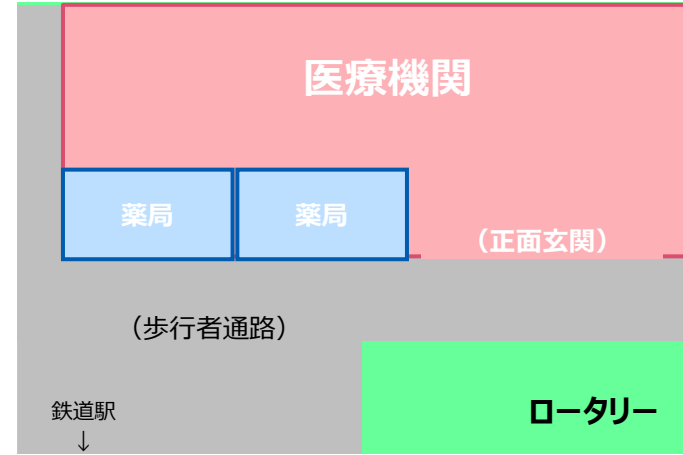
## ■ 医療機関の敷地内に薬局を誘致し新たに建物を建設



## ■ 医療機関の敷地内に新たに建物を建設して薬局を誘致



## ■ 医療機関の移転に伴って薬局を誘致



# 医療機関における敷地内薬局との連携状況

- 敷地内薬局があると回答した医療機関のうち、敷地内薬局と連携ありと回答した割合は38.9%と低く、医療機関側からみると連携していると認識されていないことが多い状況であった。
- 連携ありの場合の具体的な連携内容は、「処方内容の問い合わせに関する業務の簡素化」が多かったが、全体の回答状況としては、連携していると認識されている項目が少なかった。

## ■ 医療機関における敷地内薬局の有無 (n=452)

	医療機関数	割合 (%)
敷地内薬局あり	18	4.0
敷地内薬局なし	434	96.0

## ■ 敷地内薬局との連携の有無 (n=18)

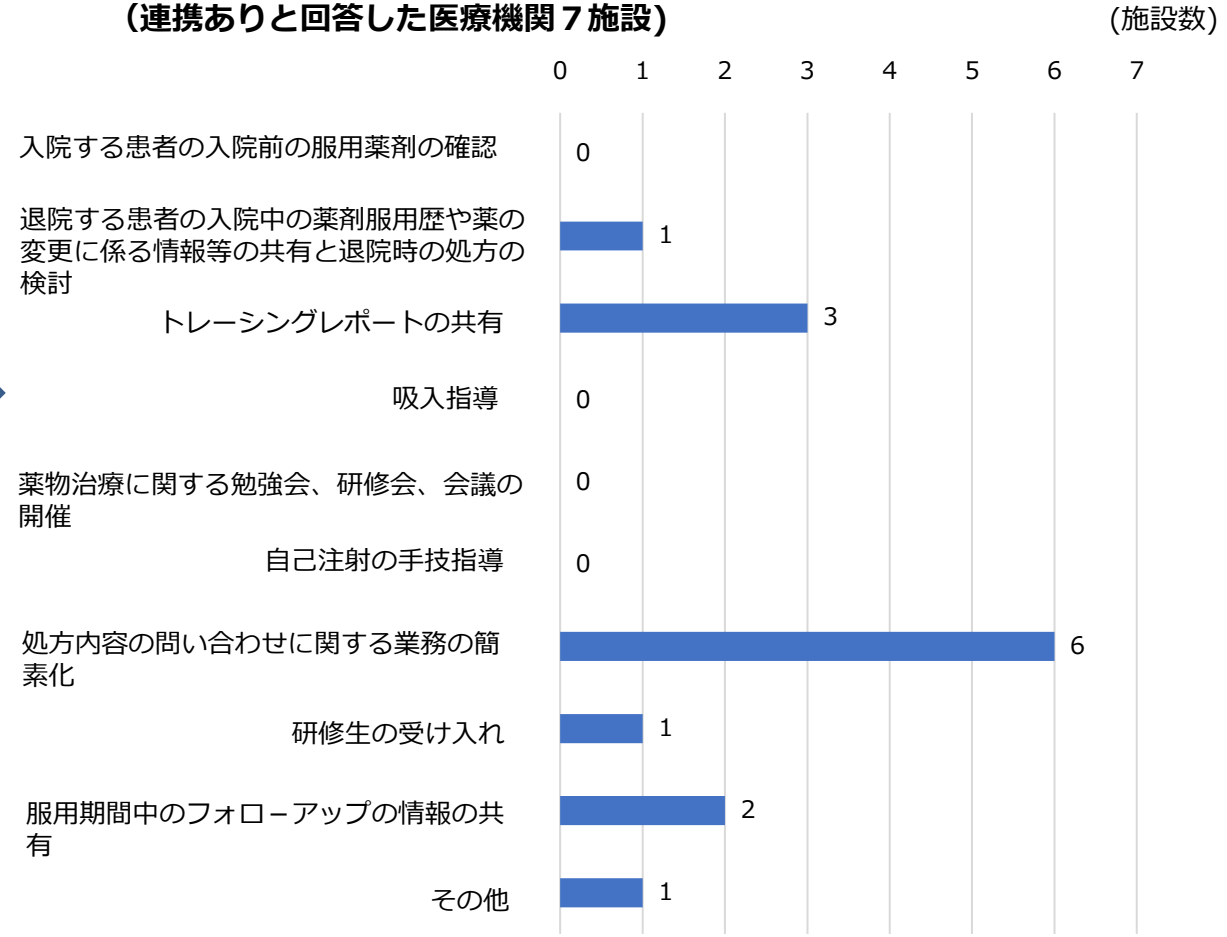
	医療機関数	割合 (%)
連携あり	7	38.9
連携なし	11	61.1

出典：令和4年度厚生労働省保険局医療課委託調査「医療機関の薬剤師における業務実態調査」

(参考) 令和3年度の上記と同様の調査では、具体的連携内容は調査していないが、敷地内薬局を有する医療機関の連携状況は以下のとおりであり、同様の傾向であった。

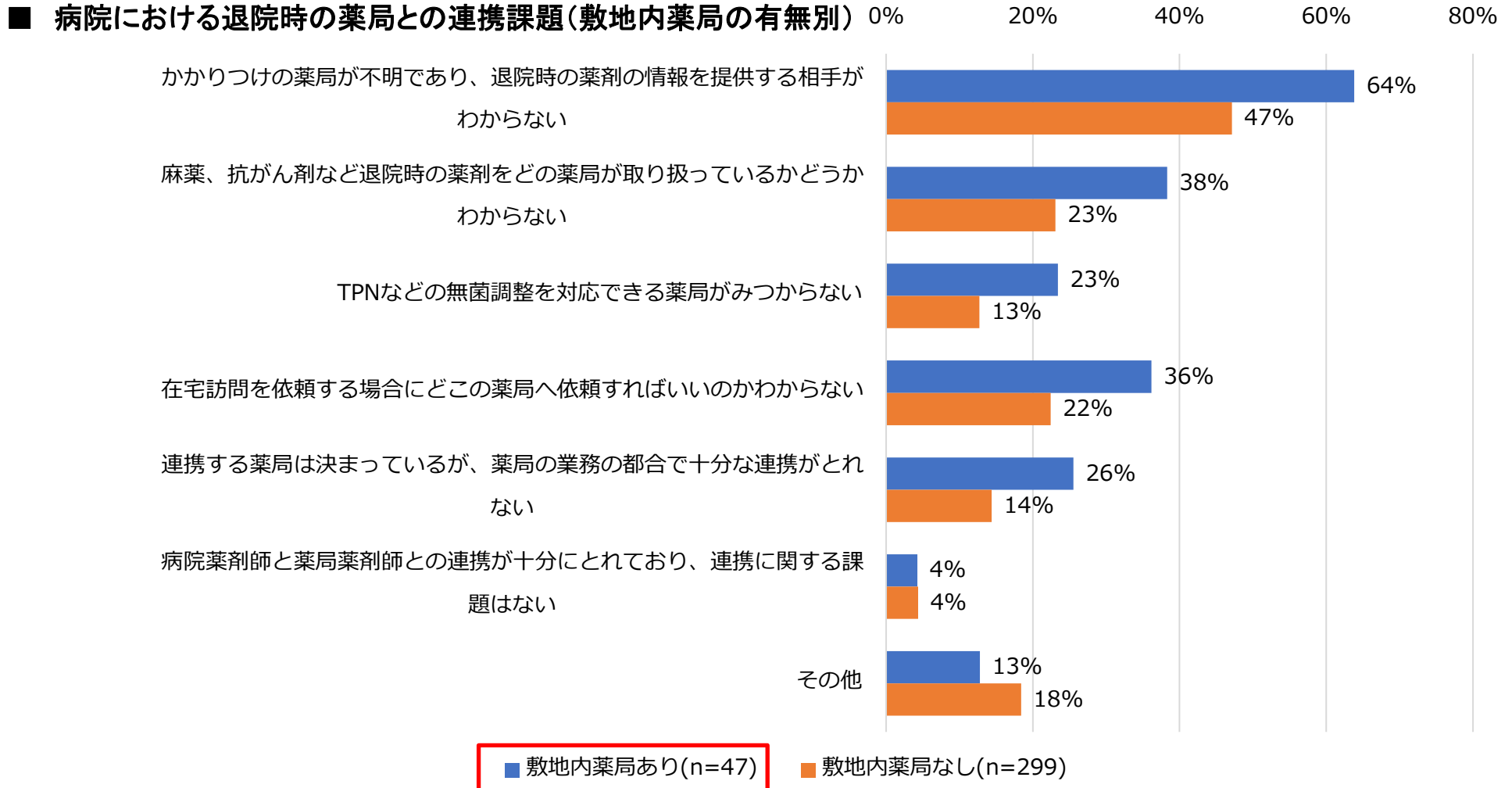
	医療機関数	割合 (%)
連携あり	17	43.6
連携なし	22	56.4

## ■ 敷地内薬局との連携内容 (複数回答) (連携ありと回答した医療機関7施設)



# 医療機関における退院時の薬局との連携に関する課題

- 敷地内薬局がある医療機関では、敷地内薬局がない医療機関と比較して、薬剤の情報提供先の薬局がわからないなど、退院時の薬局との連携の課題を持つ割合が多かった。
- 退院患者の居住地によるため一概には説明できないが、医療機関からみると、敷地内の薬局は、退院する患者にとってのかかりつけとなる薬局とは認識されていないことが多いと考えられる。



# がん等の専門的な薬学的管理の実施状況

- 特別調剤基本料を算定する薬局においては、がん患者に対する薬学的管理の評価である特定薬剤管理指導加算2や、医療用麻薬を使用する患者に対する薬学的管理の評価である麻薬管理指導加算の算定割合が高い。
- 地域における高度な薬学管理を担う役割を果たしていると考えられる一方で、そのような機能は、同一敷地にある医療機関に対応した役割を果たしているにすぎないともいえる。

## ■ 薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループとりまとめ(令和4年7月11日)

### 第4 具体的な対策

#### 4. 地域における薬剤師の役割

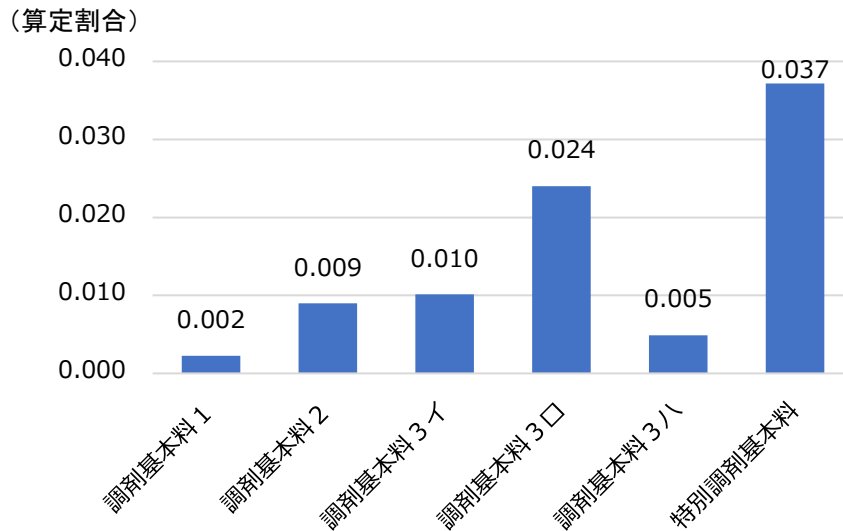
##### (4) その他

##### ③ 敷地内薬局

- 一方で、希少疾患やがんなどに対する高度な医療を提供する病院の敷地内薬局の場合、高額な薬剤の調剤や高度な薬学管理等、地域の薬局では果たせない役割を持つ場合があるのではないかという意見や、ターミナルケアや高度な薬学管理といった機能分化が必要な場合があるのではないかという意見があった。

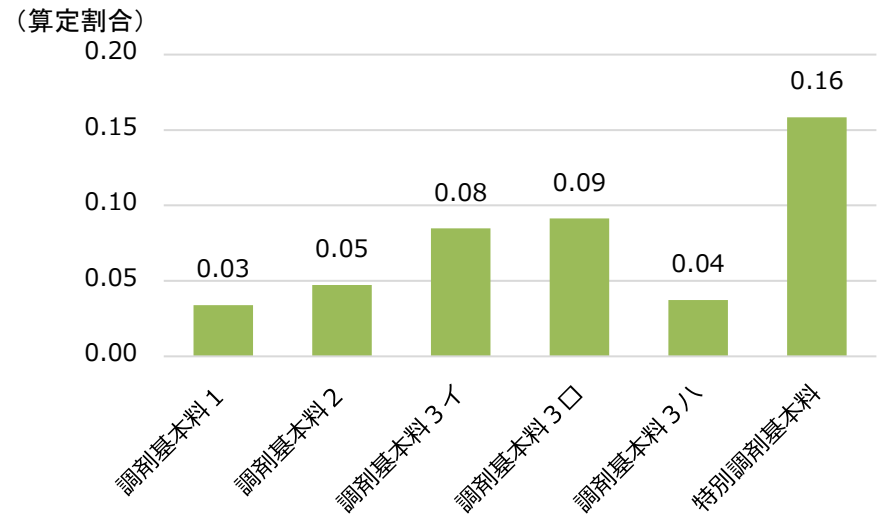
## ■ 特定薬剤管理指導加算2の算定状況

(がん患者に対する薬局での薬学的管理等の評価)



## ■ 麻薬管理指導加算の算定状況

(医療用麻薬を使用する患者に対する薬局での薬学的管理等の評価)



# 構造設備規制の見直しに伴う敷地内薬局の現状

- 平成28年に「保険薬局の独立性と患者の利便性」の両立を図る観点から保険薬局における構造設備規制を見直したことで、いわゆるフェンス規制が廃止され、医療機関と薬局との間にフェンス等を設ける必要がなくなったことから、公道に面していない医療機関の敷地内に薬局を開設することが可能となったが、以下のような現状がある。

## (医療機関と薬局の独立性)

- 医療機関と薬局の独立性の規定は、昭和時代からの双方の不適切な事案を踏まえ、その都度関連規定の見直しが行われ、平成28年には構造設備規制が見直された。
- 昨今、医療機関の敷地内に薬局を開設することが多くなっている中で、医療機関側で薬局開設等を行う事業者に対して公募型プロポーザル方式にて薬局を公募する際の公募要件で、薬局の開局時間や機能の指定、病院の業務の軽減を求める取組を条件することがあるなど、医療機関と独立した機能を持つべき薬局に対して、医療機関側の意向が強く示されている内容が散見される。
- 薬局開設者は300店舗以上のグループによる場合が多く、一部のグループに偏って開設されている。医療機関側も、公募の際に敷地内薬局の運営実績を求めることがあり、開設できる法人が限られる事例もある。
- 構造設備規制の見直し後も保険医療機関と保険薬局の構造上の独立性を確保することが引き続き求められているものの、医療機関の建物に関係する場所に薬局が開設されることで、一体的な構造と認識されてもおかしくない状況になっている。(同一建物に医療機関と薬局が開設している、いわゆる医療モールとは状況が異なり、一体的な要素がかなり強くなっている)
- このような状況が今後さらに進んでいくと、医療機関と薬局との間の独立した関係性に影響を与えかねない。

## (敷地内薬局の経営状況)

- 敷地内薬局の経営実態は、損益率が令和4年改定を経ても増加しており、損益額は高い傾向がある。
- 薬局の収益構造に関して、特別調剤基本料を算定している薬局では、薬局の費用としては「医薬品等費」とその他の費用のうち土地賃借料、建物賃借料の費用が、他の基本料を算定している薬局より突出して高い。

## (薬局のかかりつけ機能)

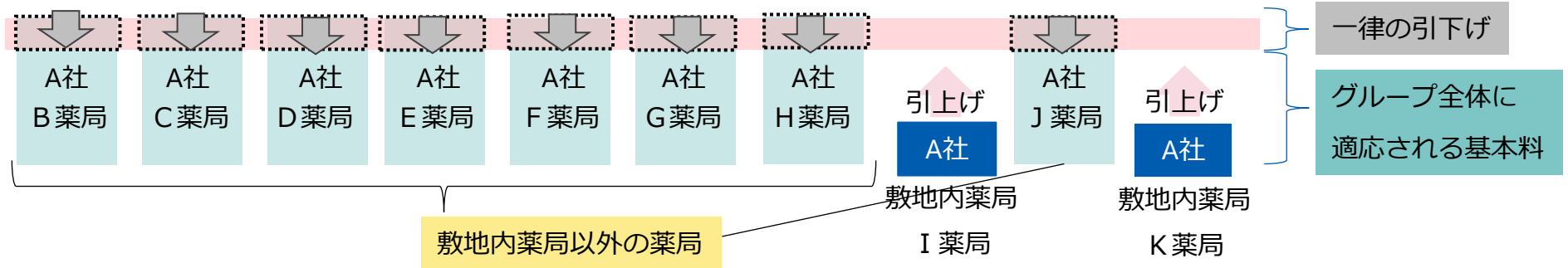
- 医療機関の敷地に開設しているにもかかわらず、医療機関から連携先と認識されていない薬局が多く、退院患者に対して、当該薬局が利用先とは考えられていない傾向がある。敷地の医療機関に対応して高度な薬学管理を担う機能を有している場合がある。
- 厚生労働省の薬局関係の会議においても、特定の医療機関に依存する薬局に関しては、患者本位の医薬分業とはならないことが指摘されており、敷地内薬局の実態を踏まえて、議論を進めることとされている。

⇒ 診療報酬においては、令和6年度改定では現状分析を踏まえたこれまでの情報に基づき対応するとともに、今後の敷地内薬局の実態に基づき、次期改定以降でさらなる対応を検討することが考えられる。

# 特別調剤基本料の薬局を有する開設者の体制評価（イメージ）

- 特別調剤基本料を算定する薬局の収益構造や経営実態等を踏まえ、調剤基本料では開設者（グループ）単位での体制評価がなれされていることも考慮すると、敷地内薬局を有する開設者（グループ）として評価することも考えられる。

- 例えば、敷地内薬局の調剤基本料を特例で引き下げるのではなく、敷地内薬局の調剤基本料は通常の処方箋集中率等で評価するとともに（現行の特別調剤基本料から引き上がる）、敷地内薬局の開設実態に応じて開設者全体の薬局の調剤基本料で調整することが考えられるのではないか。



※ 特別調剤基本料を算定している薬局における地域支援体制加算/後発医薬品調剤体制加算、服薬情報等提供料の取扱いは、個々の評価の見直しはあり得るとしても、引き続き敷地内薬局に限る措置とすることが考えられる。

# 調剤についての課題

## (調剤基本料)

- ・調剤基本料1を算定する薬局の割合は年々減少しており、令和4年度改定により新設された基本料3ハの割合が15.3%になったことに伴い、基本料1は70.3%まで低下した。
- ・集中度が高いほど、月あたりの処方箋受付回数が少ないほど、医薬品の備蓄品目数が少なくなる傾向にあり、特に処方箋集中度95%以上では備蓄品が少ない。
- ・令和4年改定後の損益率は薬局の立地別では医療モール内、病院敷地内の薬局、基本料別では特別調剤基本料を算定する薬局において増加していた。
- ・処方箋集中度70%未満かつ処方箋受付回数4,000回以上の薬局の損益率及び損益差額が高い傾向にあった。
- ・特別調剤基本料は、特に300店舗以上のグループにおいて特別調剤基本料を算定する薬局が増加している。また、特定機能病院では31.4%で敷地内薬局を有しているほか、大学病院等の特定の病院においては、特定の300店舗以上のグループに属する薬局が多くを占めていた。
- ・医療機関の敷地内薬局の公募状況、建物の構造の関係等から、このような状況がさらに進んでいくと、医療機関と薬局との間の独立した関係性に影響を与えかねない。

## (地域支援体制加算)

- ・地域支援体制加算を届出ている薬局のうち、特に重複投薬・相互作用等防止加算等の実績、服用薬剤調整支援料、麻薬の調剤等の実績要件については、加算1～4によって各算定状況の違いが認められた。
- ・地域支援体制加算を算定する薬局においては、医療用医薬品の備蓄品目数が多い傾向があるほか、抗原検査キットの取扱い、緊急避妊薬の取扱い等の地域における取組が多く実施されていた。薬局として対応すべきOTCの備蓄は、加算の有無にかかわらず、薬局によって備蓄品目数に差があった。

## (その他の個別事項)

- ・特に充実した服薬指導が必要と考える場面として、新規処方時、処方の変更時などが多く挙げられており、服薬指導を一律に行うのではなく、患者の状況や処方に変化があるタイミングで特に充実した服薬指導が必要と考えられている。
- ・特に充実した服薬指導が必要な場面での患者への説明は、リスク管理計画(RMP)に基づく患者向け資材の利用が31.7%であった。
- ・RMPに基づく患者向け情報資材を活用することで、患者の安全性を確保する行動につながっている。
- ・1日の薬剤服用歴の記録には多くの時間を割いており、特に初めて来局した患者への対応時や新規処方・処方変更があった患者に対応した場合には、記載事項も多くなり記録に要する時間が増えていた。
- ・記録の簡略化など、薬剤服用歴の記録に係る負担軽減のための取組を50.5%の薬局で実施していたが、診療報酬算定にあたり薬剤服用歴への記載や関連文書の添付を求める事項が多くある。
- ・投薬時における薬剤の容器については、原則として保険薬局・保険医療機関から患者へ貸与することとなっており、患者の希望により実費負担で容器を交付することができるが、患者が容器を返却した場合には容器代を返還する必要がある。一方で、衛生上の理由等で再利用は実施されていない。



# 調剤についての論点

## 【調剤基本料】

- 薬局の同一グループの店舗数、立地別、処方箋受付回数・処方箋集中率の区分別の収益状況等を踏まえ、調剤基本料について、どのように考えるか。
- 保険医療機関の敷地内にあり、不動産の賃貸借等の関係にあるいわゆる敷地内薬局に関して、構造設備規制の見直しが行われた平成28年以降の開設状況、当該薬局の収益状況や収益構造のほか、医療機関における公募状況等の関係性やかかりつけ機能の実態等を踏まえ、診療報酬上の評価をどのように考えるか。

## 【地域支援体制加算】

- 調剤基本料1を算定する薬局、調剤基本料1以外を算定する薬局それぞれについて、地域への貢献をより推進する観点から、どのように考えるか。
- また、地域への貢献の観点から、薬局の地域での健康づくりの取組や認定薬局の認定状況等を踏まえ、地域支援体制加算のあり方についてどのように考えるか。

## 【その他の事項】

- 対人業務の推進・充実の観点から、処方の状況や患者の状態等に応じ、リスク管理計画に基づく患者向けの情報提供資材を活用するなど、メリハリを付けた服薬指導についてどのように考えるか。
- 調剤録に記載すべきとされている服薬指導等の記録について、調剤報酬上は服薬管理指導料における薬剤服用歴が該当するが、薬剤服用歴の記載事項が多く、薬剤師の負担になっていることを踏まえ、必要な情報を記録するという趣旨を維持する範囲内で記載を合理化することを含め、薬剤服用歴のあり方について、どのように考えるか。
- 患者から返却されることを想定した取扱いとされている薬剤の容器に関して、現状の利用実態等を踏まえ、取扱いを見直すことについて、どのように考えるか。